

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 8年度一部改訂版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂(案) (H 2 9年度版)	区分	改定理由
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 特仕1-1-1-1 適用 1.適用工事 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、以下に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）によるものとする。 国土交通省土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成27年4月） 中部地方整備局土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成27年4月） 中部地方整備局土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成26年7月） 2.特記仕様書の適用 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）による。 3.優先事項 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。 4.適用の除外 該当しない工種については、適用しないものとする。 5.読み替え 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。 6.書類の作成等 工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成28年7月）による。 特仕1-1-1-2 用語の定義 1.設計図書 設計図書とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第6項のほかに「追特仕」をいう。 2.仕様書 仕様書とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第7項のほかに「追特仕」をいう 3.追特仕 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。 4.受理 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 特仕1-1-1-1 適用 1.適用工事 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、以下に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）によるものとする。 国土交通省土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成29年3月） 中部地方整備局土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成29年3月） 中部地方整備局土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成26年7月） 2.特記仕様書の適用 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）による。 3.優先事項 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。 4.適用の除外 該当しない工種については、適用しないものとする。 5.読み替え 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。 6.書類の作成等 工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成28年7月）による。 特仕1-1-1-2 用語の定義 1.設計図書 設計図書とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第6項のほかに「追特仕」をいう。 2.仕様書 仕様書とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第7項のほかに「追特仕」をいう 3.追特仕 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。 4.受理 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を		

把握することをいう。 5. 見積参考資料 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。 なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。 6. 工事検査 工事検査とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第36項のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。 特仕1-1-1-3 設計図書の照査等 1. 工事請負契約における設計変更ガイドライン 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき照査を実施するものとする。 2. 「現場推進会議会議」の開催工事 受注者は、設計図書において。「現場推進会議」の開催工事であることを明示された場合は、受注者・設計者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意志決定の迅速化を図り、生産性を向上させることを目的とした「現場推進会議」を設計図書の照査後を目途に開催する。 ただし、状況によっては設計照査前も可能とするものとし、総括監督員の判断、複数回開催することは妨げない。 なお、受注者発議により開催することができる。 特仕1-1-1-4 施工計画書 1. 事項の省略 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」1-1-1-4施工計画書第1項の（3）～（8）・（10）の事項は省略することができるものとする。 2. ヒアリング 受注者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。 3. 技術提案の記載 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。 ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案または、契約書の附則に記載がない提案のうち、受発注者の協議により記載しないこととした提案に基づく施工方法等については、施工計画書に記載してはならない。 4. 変更施工計画書 受注者は、「共仕」1-1-1-4施工計画書第2項による変更施工計画書の提出については、変更部分について監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書を変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。	把握することをいう。 5. 見積参考資料 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。 なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。 6. 工事検査 工事検査とは、「共仕」1-1-1-2用語の定義第36項のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。 特仕1-1-1-3 設計図書の照査等 1. 工事請負契約における設計変更ガイドライン 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」に基づき照査を実施するものとする。 2. 「現場推進会議会議」の開催工事 受注者は、設計図書において。「現場推進会議」の開催工事であることを明示された場合は、受注者・設計者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意志決定の迅速化を図り、生産性を向上させることを目的とした「現場推進会議」を設計図書の照査後を目途に開催する。 ただし、状況によっては設計照査前も可能とするものとし、総括監督員の判断、複数回開催することは妨げない。 なお、受注者発議により開催することができる。 特仕1-1-1-4 施工計画書 1. 事項の省略 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」1-1-1-4施工計画書第1項の（3）～（8）・（10）の事項は省略することができるものとする。 2. ヒアリング 受注者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。 3. 技術提案の記載 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。 ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案または、契約書の附則に記載がない提案のうち、受発注者の協議により記載しないこととした提案に基づく施工方法等については、施工計画書に記載してはならない。 4. 変更施工計画書 受注者は、「共仕」1-1-1-4施工計画書第2項による変更施工計画書の提出については、変更部分について監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書を変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。		
---	---	--	--

特仕1-1-1-6 監督職員（監督職員が不適切な指示をした場合の対応体制）

受注者は、主任監督員又は監督員から**契約図書**の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと
思料するときは、当該主任監督員及び監督員を経由せずに（分任）支出負担行為担当官へ**書面**で
その旨を **報告**することができるものとする。

特仕1-1-1-9 工事の下請負

共仕1-1-1-9 (2)の「国土交通省」を「中部地方整備局」に読み替えるものとする。

特仕1-1-1-10 施工体制台帳

1. 施工体制台帳

受注者は、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に
その写しを**提出**しなければならない。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技（専任してい
る場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

2. 名札の着用

受注者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及
び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔
写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者

写真

2 cm× 3 cm
程 度

氏名 ○○ ○○
工事名 ○○改良工事
工期 自○○年○○月○○日
 至○○年○○月○○日
会社 ◇◇建設株式会社

印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 所属会社の社印とする。

3. 施工体系図

施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述
すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

特仕1-1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 諸経費動向調査

受注者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途

特仕1-1-1-6 監督職員（監督職員が不適切な指示をした場合の対応体制）

受注者は、主任監督員又は監督員から**契約図書**の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと
思料するときは、当該主任監督員及び監督員を経由せずに（分任）支出負担行為担当官へ**書面**で
その旨を **報告**することができるものとする。

特仕1-1-1-9 工事の下請負

共仕1-1-1-9 (2)の「国土交通省」を「中部地方整備局」に読み替えるものとする。

特仕1-1-1-10 施工体制台帳

1. 施工体制台帳

受注者は、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に
その写しを**提出**しなければならない。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任し
ている場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

2. 名札の着用

受注者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及
び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔
写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者

写真

2 cm× 3 cm
程 度

氏名 ○○ ○○
工事名 ○○改良工事
工期 自○○年○○月○○日
 至○○年○○月○○日
会社 ◇◇建設株式会社

印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 所属会社の社印とする。

3. 施工体系図

施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述
すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

特仕1-1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 諸経費動向調査

受注者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途

調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに**提出**するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を**提示**するものとする。

2. 施工形態動向調査

受注者は、**設計図書**において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

3. 施工合理化調査

受注者は**設定図書**において施工合理化調査の対象工事であることを明示された場合は、別途、調査要件等に基づき調査票の作成を行い調査票は工事完了後、速やかに**提出**するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

4. モニタリング調査

受注者は**設計図書**においてモニタリング調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

5. 施工状況調査

受注者は**設計図書**において施工状況調査の対象工事であることを明示された場合は調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

6. 低入札価格調査制度の調査対象工事

(1) 調査の協力

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、以下の調査に協力しなければならない。

- ① 受注者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から**指示**するものとする。
- ② 受注者は、**提出**された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。
この場合においては、受注者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- ③ 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、以下のとおりとし中部地方整局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに**提出**するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を**提示**するものとする。

2. 施工形態動向調査

受注者は、**設計図書**において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

3. 施工合理化調査

受注者は**設定図書**において施工合理化調査の対象工事であることを明示された場合は、別途、調査要件等に基づき調査票の作成を行い調査票は工事完了後、速やかに**提出**するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

4. モニタリング調査

受注者は**設計図書**においてモニタリング調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

5. 施工状況調査

受注者は**設計図書**において施工状況調査の対象工事であることを明示された場合は調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

6. 低入札価格調査制度の調査対象工事

(1) 調査の協力

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、以下の調査に協力しなければならない。

- ① 受注者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から**指示**するものとする。
- ② 受注者は、**提出**された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。
この場合においては、受注者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- ③ 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、以下のとおりとし中部地方整局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

(2) 監督の強化 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。 ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時 ② 鋼橋上部工・・・架設時、現場溶接時 ③ PC上部工・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時 ④ 基礎工・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時 ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時 ⑥ As舗装・・・・・・転圧時、合材温度測定時、密度測定時 ⑦ 地盤改良工・・・・グラウト時、改良深度計測 ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時 ⑨ トンネル・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時 ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時 (3) モニターカメラの設置 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。 なお、モニターカメラの設置費用については、受注者の負担とする。 7. 建設ICT（情報化施工技術など）の活用 受注者は、使用原則化または施工者希望により建設ICT（情報化施工技術など）を活用して施工する場合は、次の各号によるものとする。 (1) 建設ICT（情報化施工技術など）の技術分類については、建設ICT総合サイトの「技術分類」を参照する。 (URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/bunrui.html) (2) 受注者は、「建設ICT技術」または、「その他の建設ICT技術」の活用について、(イ)競争参加資格確認申請時に記載した場合は施工計画書の提出後速やかに、(ロ)工事契約後に決定した場合は速やかに、「情報化施工に関する簡易アンケート調査票【施工着手前】」を監督職員および建設ICT導入普及研究会（※1）に連絡（※2）する。 (3) 受注者は、「建設ICT技術」または、「その他の建設ICT技術」を活用し、対象工種の総てを完了した時は速やかに「情報化施工に関する簡易アンケート調査票【施工後】」を監督職員および建設ICT導入普及研究会に連絡する。 (4) 受注者は、設計図書において「アンケート調査」、「現場実態調査」などの対象工事であることを明示された場合は、別途示す調査要領などに基づき調査票の作成を行い、対象工種の施工後速やかに提出する。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力すること。 （※1）建設ICT導入普及研究会は、建設会社、機器メーカー、学識者および発注者など産学官で構成される機関。 （参考HP：http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/index.htm） （※2）具体的な方法は、以下のURLを参照すること。 (URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/ict-proposal.html#03）	(2) 監督の強化 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。 ④ 重要構造物（コンクリート構造物）・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時 ⑤ 鋼橋上部工・・・架設時、現場溶接時 ⑥ PC上部工・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時 ④ 基礎工・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時 ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時 ⑥ As舗装・・・・・・転圧時、合材温度測定時、密度測定時 ⑦ 地盤改良工・・・・グラウト時、改良深度計測 ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時 ⑨ トンネル・・・・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時 ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時 (3) モニターカメラの設置 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。 なお、モニターカメラの設置費用については、受注者の負担とする。 7. 建設ICT（ICT活用工事・情報化施工技術）の活用 (1) ICT活用工事 ①受注者は、ICT活用工事の実施にあたって、(イ)競争参加資格確認申請時に記載した場合は施工計画書の提出後速やかに、(ロ)工事契約後に決定した場合は速やかに、(ハ)内容に変化があった場合は速やかに、「ICT活用工事に関する工事概要アンケート調査票」を監督職員および建設ICT導入普及研究会（※）に連絡する。 (2) 情報化施工 ①情報化施工の技術分類については、建設ICT総合サイトの「技術分類」を参照する。 (URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/bunrui.html) ②受注者は、情報化施工の実施にあたって、(イ)競争参加資格確認申請時に記載した場合は施工計画書の提出後速やかに、(ロ)工事契約後に決定した場合は速やかに、「情報化施工に関する簡易アンケート調査票【施工着手前】」を監督職員および建設ICT導入普及研究会（※）に連絡する。 ③受注者は、対象工種の総てを完了した時は速やかに「情報化施工に関する簡易アンケート調査票【施工後】」を監督職員および建設ICT導入普及研究会に連絡する。 (3) アンケート ①受注者は、設計図書において「アンケート調査」、「現場実態調査」などの対象工事であることを明示された場合は、別途示す調査要領などに基づき調査票の作成を行い、対象工種の施工後速やかに提出する。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力すること。 （※）建設ICT導入普及研究会は、建設会社、機器メーカー、学識者および発注者など産学官で構成される機関。 （参考HP：http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/index.htm） （※2）具体的な方法は、以下のURLを参照すること。		
---	---	--	--

8. 新技術の活用等 受注者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム」（以下、「NETIS」という）登録技術を活用する場合には、「共仕」1-1-1-12の第6項「NETIS」によるほか、次の各号によるものとする。 (1) 施工者希望型（請負契約締結後提案の場合） ① 受注者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合には、 施工を行う前に「新技術活用計画書」を監督職員に提出するものとする。 ② 受注者はNETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている『「新技術実施報告書」及び「活用効果調査表」』（以下、「活用効果調査表等」という）の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ③ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ④ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 (2) 施工者希望型（総合評価落札方式における技術提案の場合） ① 受注者は、総合評価落札方式において技術提案したNETIS登録技術を活用する場合には、施工を行う前に「新技術活用計画書」を監督職員に提出するものとする。 ② 受注者はNETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている「活用効果調査表等」の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ③ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ④ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 (3) 発注者指定型 ① 受注者は、発注者が指定したNETIS登録技術の施工にあたり疑義が生じた場合には、NETIS申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。 ② 受注者は、NETIS登録技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合には、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。 ③ 受注者は、NETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている「活用効果調査表等」の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ④ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合	(URL : http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/ict-proposal.html#03) 8. 新技術の活用等 受注者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム」（以下、「NETIS」という）登録技術を活用する場合には、「共仕」1-1-1-12の第6項「NETIS」によるほか、次の各号によるものとする。 (1) 施工者希望型（請負契約締結後提案の場合） ① 受注者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合には、 施工を行う前に「新技術活用計画書」を監督職員に提出するものとする。 ② 受注者はNETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている『「新技術実施報告書」及び「活用効果調査表」』（以下、「活用効果調査表等」という）の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ③ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ④ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 (2) 施工者希望型（総合評価落札方式における技術提案の場合） ① 受注者は、総合評価落札方式において技術提案したNETIS登録技術を活用する場合には、施工を行う前に「新技術活用計画書」を監督職員に提出するものとする。 ② 受注者はNETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている「活用効果調査表等」の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ③ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ④ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 (3) 発注者指定型 ① 受注者は、発注者が指定したNETIS登録技術の施工にあたり疑義が生じた場合には、NETIS申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。 ② 受注者は、NETIS登録技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合には、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。 ③ 受注者は、NETIS登録技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、NETISに掲載されている「活用効果調査表等」の様式に必要な事項を記入のうえ提出するものとする。なお、NETIS登録番号末尾が「-VE」技術及び施工を行う前にNETIS登録を削除された技術については、「活用効果調査表等」の提出は不要である。 ④ 受注者は、「活用効果調査表等」の内容について、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。なお、下請負人へも行う場合	
---	---	--

があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ⑤ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 特仕1-1-1-18 建設副産物 1. マニフェスト 受注者は、監督職員に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストの提出を求められた場合は、提出しなければならない。 2. 建設発生土情報交換システム 受注者は、設計図書において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に連絡するものとする。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。 3. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 (1) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。 (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に連絡しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 (3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設リサイクル法」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 4. 建設副産物情報交換システムの登録 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。	があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対して周知しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ⑤ 受注者は、本工事によって知り得たNETIS登録技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。 特仕1-1-1-18 建設副産物 1. マニフェスト 受注者は、監督職員に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストの提出を求められた場合は、提出しなければならない。 2. 建設発生土情報交換システム 受注者は、設計図書において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に連絡するものとする。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。 3. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 (1) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。 (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に連絡しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 (3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設リサイクル法」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 4. 建設副産物情報交換システムの登録 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。		
--	--	--	--

5. 建設副産物情報交換システムの活用 受注者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提出するものとする。 6. 舗装切断時の排水処理 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と調整の上、適正に処理するものとし、運搬・処理方法については、事前に監督職員と協議するものとする。なお、処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。 特仕 1-1-1-23 施工管理 1. 規格値の適用除外 設計図書に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。 2. 参考数値 数量総括表の（ ）書の数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。 特仕1-1-1-26 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日）による。 2. 地下埋設物の事故防止 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）による。 3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止 （1）総則 本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。 なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は以下のとおりとする。 ① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事(路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。) ② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。(橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む) （2）事故防止に関する施工手順 1) 受注者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する。埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載するものとする。この者を変	5. 建設副産物情報交換システムの活用 受注者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提出するものとする。 6. 舗装切断時の排水処理 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と調整の上、適正に処理するものとし、運搬・処理方法については、事前に監督職員と協議するものとする。なお、処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。 特仕 1-1-1-23 施工管理 1. 規格値の適用除外 設計図書に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。 2. 参考数値 数量総括表の（ ）書の数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。 特仕1-1-1-26 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日）による。 2. 地下埋設物の事故防止 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）による。 3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止 （1）総則 本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。 なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は以下のとおりとする。 ① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事(路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。) ② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。(橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む) （2）事故防止に関する施工手順 1) 受注者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する。埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載するものとする。この者を変		
---	---	--	--

更した場合も同様とする。 2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。 3) 受注者は、2)の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。 なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。 4) 受注者は、3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を(3)1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式-1により、監督職員に報告しなければならない。 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で立会させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3)2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。 また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。 また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の立会を求めることができる。 なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で連絡するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に報告しなければならない。 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ報告しなければならない。 7) 監督職員は、上記 6)の報告を受けた場合はその内容について確認をするものとする。 8) 受注者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。 (3) 試掘位置の決定及び試掘方法 1) 受注者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。 なお、以下によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 ① 直線部 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されていない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。 ② 平面屈曲部 a. 路面内障害物箇所 マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。 b. 施工位置特定箇所 ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。 また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。 なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記 a, bにより難い場合は、設計図書に関して監督職員	更した場合も同様とする。 2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。 3) 受注者は、2)の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。 なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。 4) 受注者は、3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を(3)1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式-1により、監督職員に報告しなければならない。 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で立会させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3)2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。 また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。 また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の立会を求めることができる。 なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で連絡するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に報告しなければならない。 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ報告しなければならない。 7) 監督職員は、上記 6)の報告を受けた場合はその内容について確認をするものとする。 8) 受注者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。 (3) 試掘位置の決定及び試掘方法 1) 受注者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。 なお、以下によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 ① 直線部 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されていない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。 ② 平面屈曲部 a. 路面内障害物箇所 マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。 b. 施工位置特定箇所 ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。 また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。 なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記 a, bにより難い場合は、設計図書に関して監督職員		
--	--	--	--

と協議するものとする。

③ 縦断屈曲部

横断構造物等の箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。

また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 受注者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

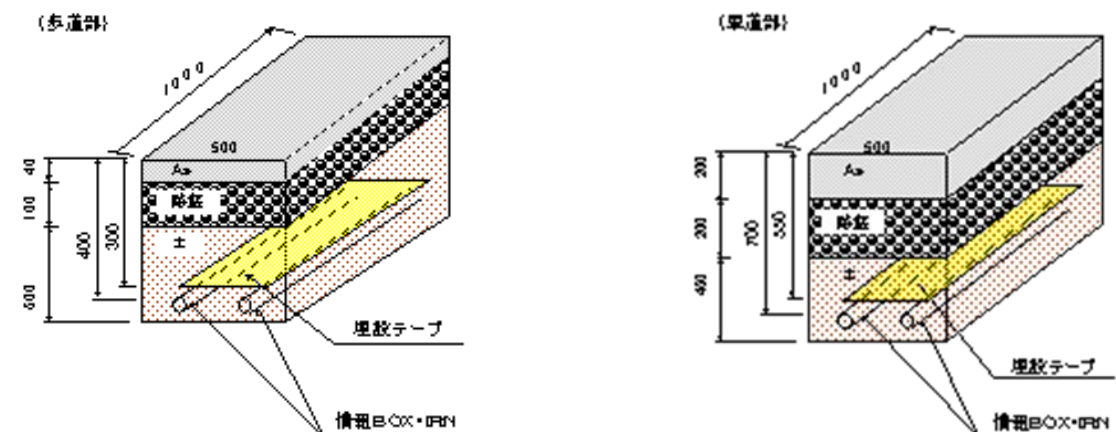
(4) 情報BOXの確認書の提出

- 1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書（様式-1～3）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に**報告**しなければならない。
- 2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に**報告**しなければならない。

(5) 試掘の形状

- 1) 試掘の形状は、以下を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



と協議するものとする。

③ 縦断屈曲部

横断構造物等の箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。

また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 受注者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

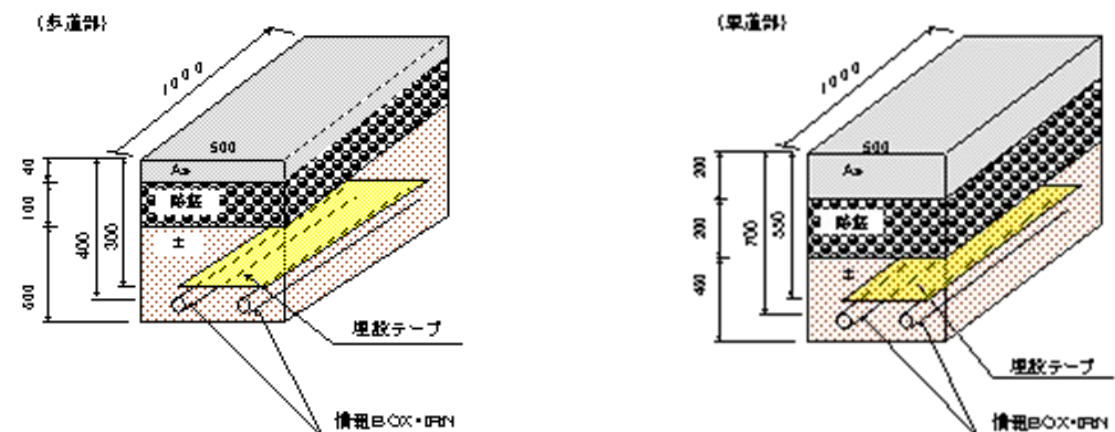
(4) 情報BOXの確認書の提出

- 1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書（様式-1～3）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に**報告**しなければならない。
- 2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に**報告**しなければならない。

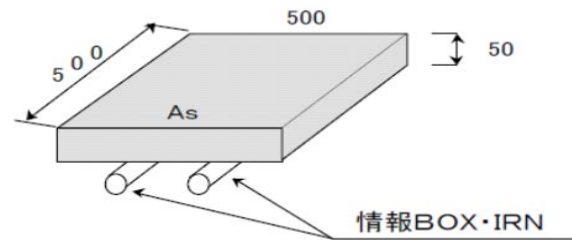
(5) 試掘の形状

- 1) 試掘の形状は、以下を標準とする。

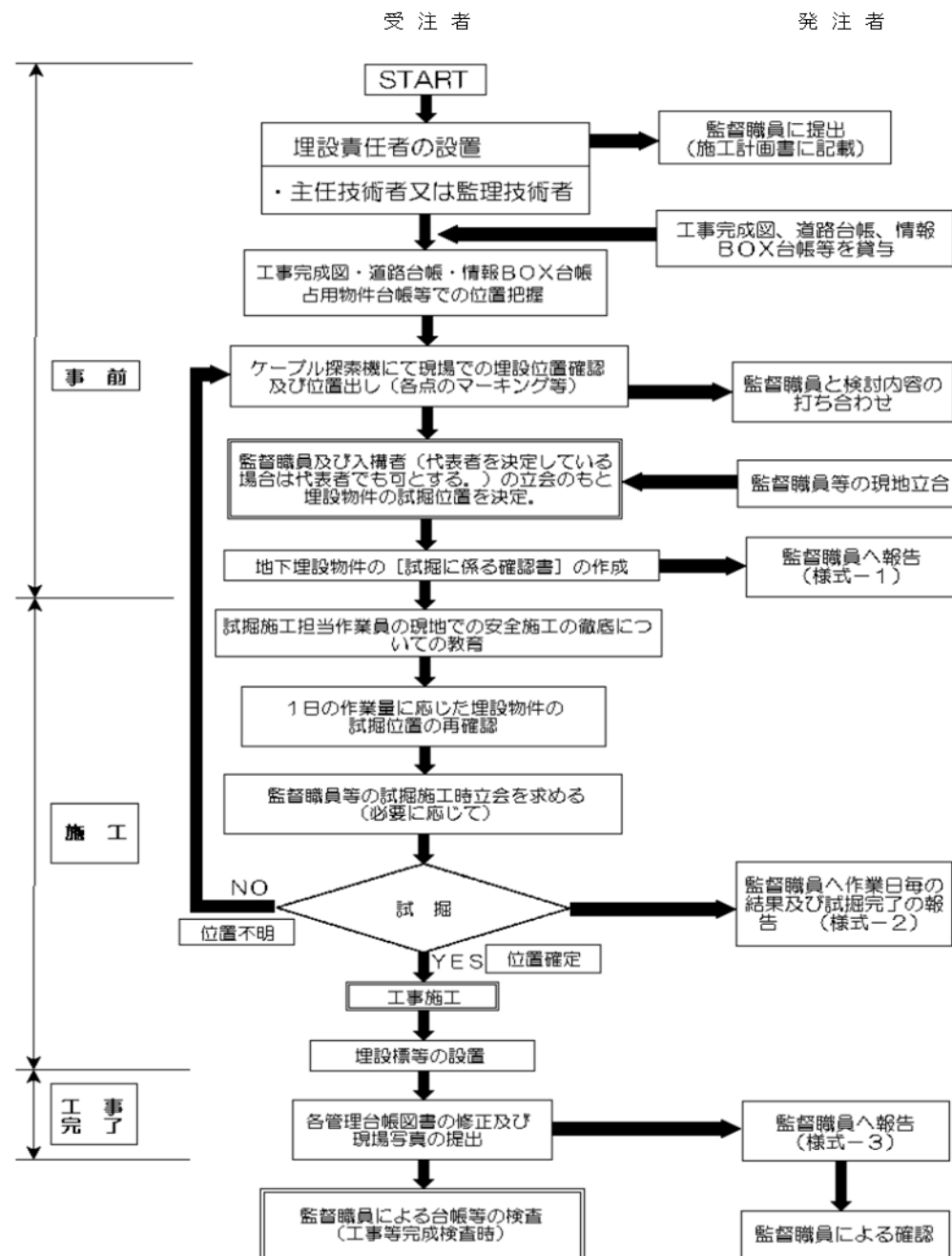
② 直線部及び平面屈曲部



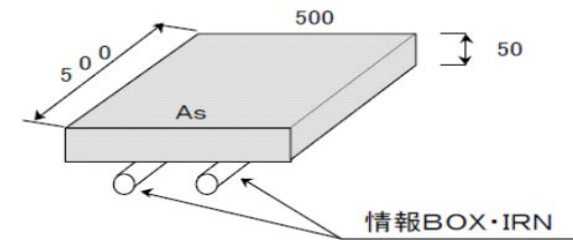
① 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの〔事故防止のための手順〕



① 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの〔事故防止のための手順〕

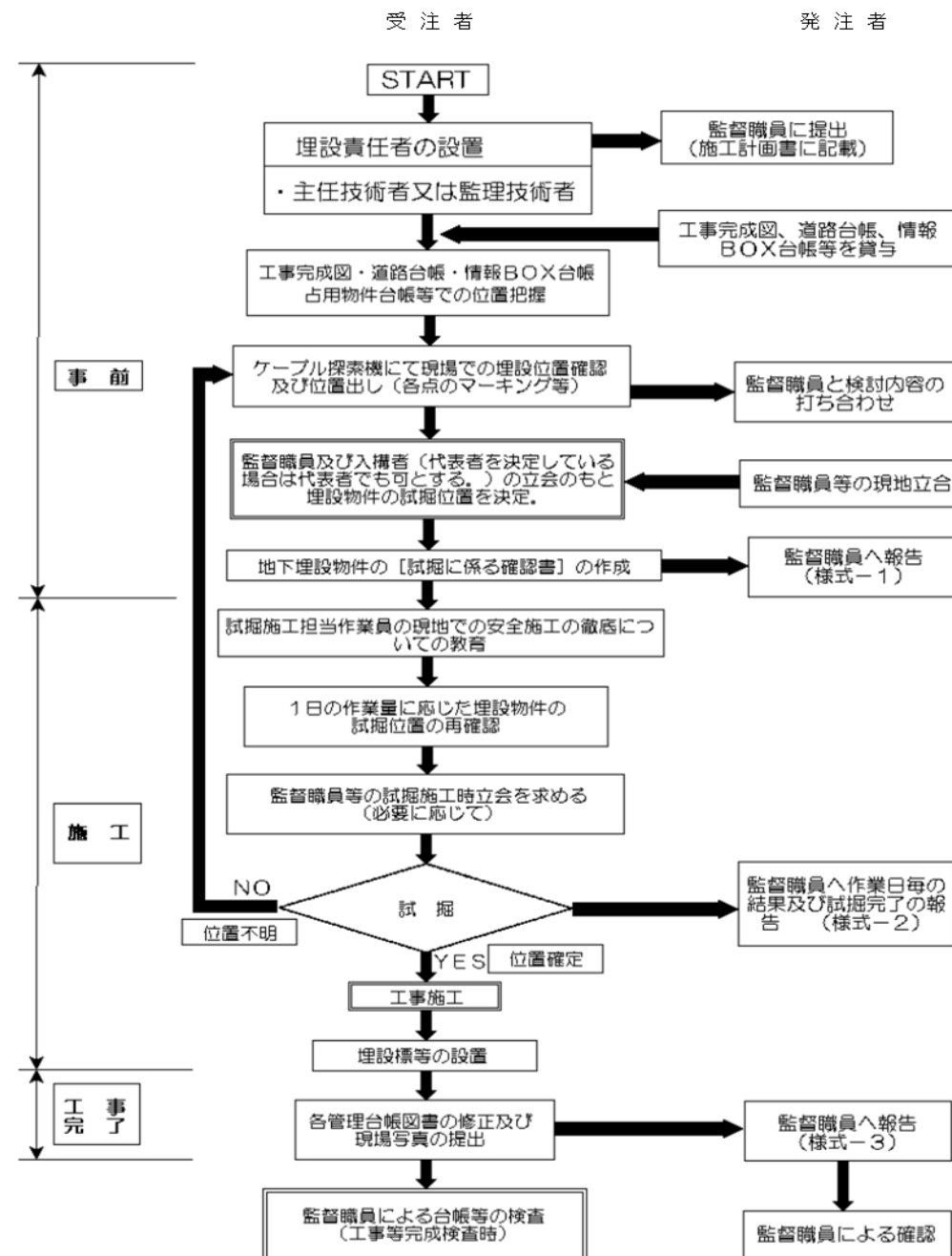
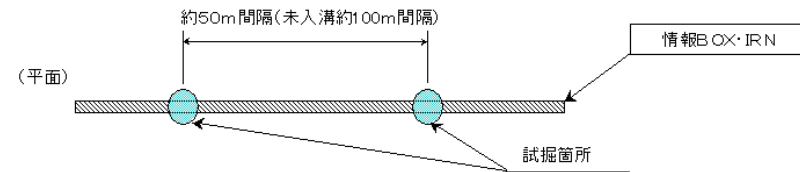


図1-1

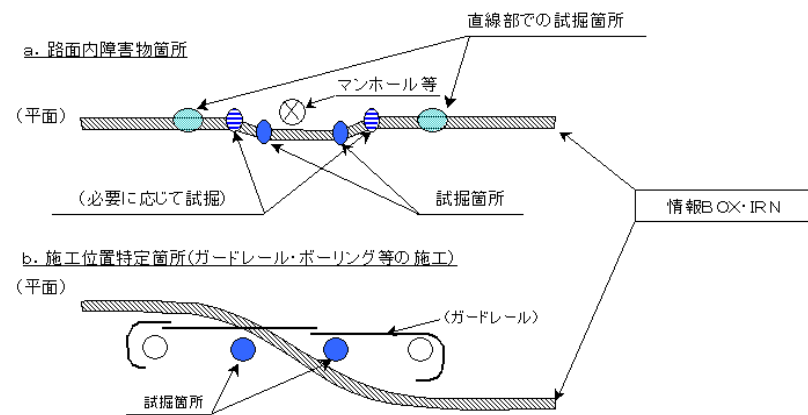
情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

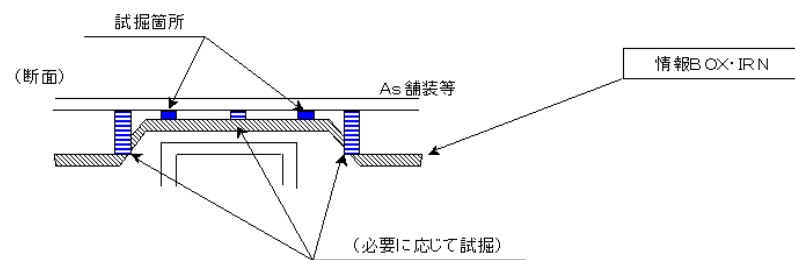
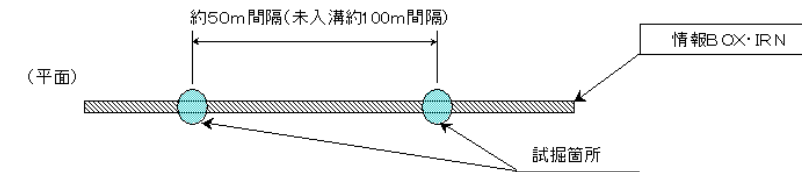


図1-2

図1-1

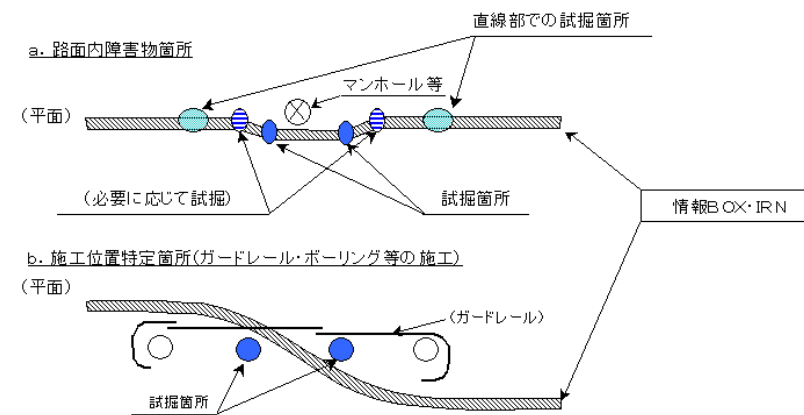
情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

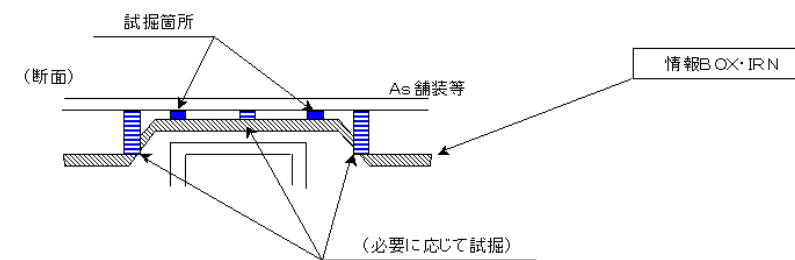


図1-2

4. 風対策

受注者は、「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

5. イメージアップ

工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、以下により実施しなければならない。

- (1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(6) の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとししないこと。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」1-1-1-4**施工計画書**第1項 (13) 現場作業環境の整備に記載するものとする。

- (3) 以下項目に係るイメージアップは、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原

4. 風対策

受注者は、「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

5. 現場環境改善

工事現場の**現場環境改善**は、**周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行う**ことを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、**現場環境改善**対象工事と明示された場合は、以下により実施しなければならない。

- (1) **実施については、次表の内容の内、原則として各計上費目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の工事説明板として必ず実施すること。**

なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などとししないこと。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

- (2) **具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」1-1-1-4施工計画書第1項(13)現場作業環境の整備に記載するものとする。**

- (3) **以下項目に係るものは、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。**

則とする。 ・作業服 ・室内装飾品等 (4) 柵等の図柄、規格等 バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。 参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」 (5) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。	・作業服 ・室内装飾品等 (4) 柵等の図柄、規格等 バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。 参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」 (5) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。																				
<table><tr><td>工事の必要性</td><td>どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）</td></tr><tr><td>工事の期間等</td><td>この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。</td></tr><tr><td>事業者及び施工者</td><td>担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。</td></tr><tr><td>問 合 せ 先</td><td>平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>広報したい情報（財源、関連工事等）</td></tr></table>	工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）	工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。	事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。	問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。	そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）	<table><tr><td>工事の必要性</td><td>どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）</td></tr><tr><td>工事の期間等</td><td>この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。</td></tr><tr><td>事業者及び施工者</td><td>担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。</td></tr><tr><td>問 合 せ 先</td><td>平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>広報したい情報（財源、関連工事等）</td></tr></table>	工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）	工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。	事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。	問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。	そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）
工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）																				
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。																				
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。																				
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。																				
そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）																				
工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）																				
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。																				
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。																				
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。																				
そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）																				
(6) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。 (7) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。 6. 東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事 受注者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共仕」1-1-1-4 施工計画書 第1項の（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」1-1-1-41（臨機の措置）の規定による。 (3) 受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に 連絡 するものとする。 また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化	(6) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。 (7) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。 6. 東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事 受注者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共仕」1-1-1-4 施工計画書 第1項の（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」1-1-1-41（臨機の措置）の規定による。 (3) 受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に 連絡 するものとする。 また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化																				

や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。 7. 足場の設置 受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督職員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。 8. 転落・落下の防止 受注者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。 9. 安全巡視 受注者は「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。 安全巡視者は、常に腕章等を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。 10. 定期安全研修・訓練等 受注者は「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第8項に基づいて以下に示す項目の具体的な安全研修・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当たり半日以上時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み 11. 工事説明書 受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。 特仕1-1-1-28 後片付け 受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。 特仕1-1-1-30 環境対策 1. 排出ガス対策型建設機械（一般工事）	や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。 7. 足場の設置 受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督職員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。 8. 転落・落下の防止 受注者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。 9. 安全巡視 受注者は「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。 安全巡視者は、常に腕章等を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。 10. 定期安全研修・訓練等 受注者は「共仕」1-1-1-26工事中の安全確保第8項に基づいて以下に示す項目の具体的な安全研修・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当たり半日以上時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み 11. 工事説明書 受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。 特仕1-1-1-28 後片付け 受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。 特仕1-1-1-30 環境対策 1. 排出ガス対策型建設機械（一般工事）		
---	---	--	--

本工事において「共仕」第1編1-1-1-30第6項1に示す「これにより難しい場合」とは、以下のよう に供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装着した建設機械 を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 ① 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。 ② 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な 時間がかかる。 ③ 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。 ④ 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がか かる。 この場合、受注者が①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督職員と協議を行う。 2. 排出ガス対策型建設機械（トンネル工事） 本工事において「共仕」第1編1-1-1-30第6項2に示す「これにより難しい場合」とは、以下のよう に供給側に問題があり、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装 着した建設機械（黒煙浄化装置付）を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達 できない場合は認めない。 ① 事務所管内の市町村にあるリース業者にトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等の在庫がな い。 ② 中部地方整備局管内のメーカーの販売店からトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を調達 するのに大幅な時間がかかる。 ③ 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置 付）の在庫がない。 ④ 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がか かる。 この場合、受注者が①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督職員と協議を行う。 3. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「共仕」1-1-1-30環境対策8項の協議を行う場合には、事前に次の①及び②について 確認するものとする。 ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成 13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確 認するものとする。 ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該 当建設機械のメーカーへ確認するものとする。 4. 六価クロム溶出試験 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント 細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。 (1)「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によ り六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 (2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合 は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 5. 環境物品等の調達 特定調達品目の適用については、「平成26年度 特定調達品目 調達ガイドライン（案）（H26. 5	本工事において「共仕」第1編1-1-1-30第6項1に示す「これにより難しい場合」とは、以下のよう に供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装着した建設機械 を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 ① 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。 ② 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な 時間がかかる。 ③ 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。 ④ 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がか かる。 この場合、受注者が①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督職員と協議を行う。 2. 排出ガス対策型建設機械（トンネル工事） 本工事において「共仕」第1編1-1-1-30第6項2に示す「これにより難しい場合」とは、以下のよう に供給側に問題があり、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装 着した建設機械（黒煙浄化装置付）を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達 できない場合は認めない。 ① 事務所管内の市町村にあるリース業者にトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等の在庫がな い。 ② 中部地方整備局管内のメーカーの販売店からトンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を調達 するのに大幅な時間がかかる。 ③ 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置 付）の在庫がない。 ④ 中部地方整備局管内のメーカーの販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がか かる。 この場合、受注者が①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督職員と協議を行う。 3. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「共仕」1-1-1-30環境対策8項の協議を行う場合には、事前に次の①及び②について 確認するものとする。 ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成 13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確 認するものとする。 ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該 当建設機械のメーカーへ確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウにつ いての協議は省略できるものとする。 4. 六価クロム溶出試験 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント 細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。 (1)「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によ り六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 (2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合 は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 5. 環境物品等の調達		
--	--	--	--

国土交通省)」を参照する。 なお、特定調達品目を使用した場合は、監督職員より指示された集計方法等により調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が翌年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。 また、設計図書に定めのある資材等について、特定調達品目へ変更をする場合は、監督職員と協議するものとする。 6. 間伐材の使用 受注者は本工事（維持的な工事を除く）で設置する「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）に示す「道路工事の標示」の標示板及び河川工事の工事看板には間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとする。 ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められている場合は、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。 ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていない場合は、出来るだけ見やすい工夫を図る。 ただし、関係機関との調整等により、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議を行わなければならない。 また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。 前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載しなければならない。 7. 家屋調査 設計図書に家屋調査の必要性が示された場合は以下によるものとする。 (1) 受注者は、設計図書に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。 また、得られた調査結果については速やかに監督職員に提出するものとする。 (2) 受注者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。 8. 石綿等 受注者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について監督職員と協議するものとする。 9. 鉛等有害物質 受注者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害な物質の有無について監督職員に確認するものとする。 また、監督職員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督職員に報告するものとする。 監督職員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第37号）」等関係法令に基づき実施しなければならない。 なお、費用、工期等については監督職員と協議するものとする。	特定調達品目の適用については、「平成26年度 特定調達品目 調達ガイドライン（案）（H26. 5 国土交通省）」を参照する。 なお、特定調達品目を使用した場合は、監督職員より指示された集計方法等により調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が翌年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。 また、設計図書に定めのある資材等について、特定調達品目へ変更をする場合は、監督職員と協議するものとする。 6. 間伐材の使用 受注者は本工事（維持的な工事を除く）で設置する「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）に示す「道路工事の標示」の標示板及び河川工事の工事看板には間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとする。 ③ 工事看板等の下地に所定の色彩が定められている場合は、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。 ④ 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていない場合は、出来るだけ見やすい工夫を図る。 ただし、関係機関との調整等により、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議を行わなければならない。 また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。 前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載しなければならない。 7. 家屋調査 設計図書に家屋調査の必要性が示された場合は以下によるものとする。 (1) 受注者は、設計図書に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。 また、得られた調査結果については速やかに監督職員に提出するものとする。 (2) 受注者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。 8. 石綿等 受注者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について監督職員と協議するものとする。 9. 鉛等有害物質 受注者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害な物質の有無について監督職員に確認するものとする。 また、監督職員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督職員に報告するものとする。 監督職員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第37号）」等関係法令に基づき実施しなければならない。 なお、費用、工期等については監督職員と協議するものとする。		
---	--	--	--

特仕1-1-1-32 交通安全管理 1. 交通管理 受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。 (1) 交通規制及び標識 ① 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。 ② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置しなければならない。 ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。 なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。 ④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」1-1-1（11）交通管理に記載しなければならない。 表1-1 標識車等の仕様 <table><tr><th>項 目</th><th>数量・規格</th><th>配 置 等</th></tr><tr><td>クッションドラム</td><td>2個</td><td>標識車の前方5m程度に設置</td></tr><tr><td>標識</td><td></td><td>道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td></tr><tr><td>標識のベース車両</td><td>2tトラック</td><td></td></tr><tr><td>体感マット</td><td>幅 200mm 厚 6mm</td><td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td></tr></table> 注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 交通誘導警備員 ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。 ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を	項 目	数量・規格	配 置 等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置	特仕1-1-1-32 交通安全管理 1. 交通管理 受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。 (1) 交通規制及び標識 ① 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。 ② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置しなければならない。 ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。 なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。 ④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」1-1-1（11）交通管理に記載しなければならない。 表1-1 標識車等の仕様 <table><tr><th>項 目</th><th>数量・規格</th><th>配 置 等</th></tr><tr><td>クッションドラム</td><td>2個</td><td>標識車の前方5m程度に設置</td></tr><tr><td>標識</td><td></td><td>道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td></tr><tr><td>標識のベース車両</td><td>2tトラック</td><td></td></tr><tr><td>体感マット</td><td>幅 200mm 厚 6mm</td><td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td></tr></table> 注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 交通誘導警備員 ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。 ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を	項 目	数量・規格	配 置 等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置	
項 目	数量・規格	配 置 等																														
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																														
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																														
標識のベース車両	2tトラック																															
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																														
項 目	数量・規格	配 置 等																														
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																														
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																														
標識のベース車両	2tトラック																															
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																														

工事区間に保管する場合には、監督職員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識 その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。 ③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。 ④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の資格証の写しを保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。 ⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。 但し、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。 2. 保安灯 受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 3. 保守点検 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 4. 標識 受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。 御通行中の皆様へ ただいま〇〇〇〇工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。 なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。 国土交通省〇〇〇〇事務所〇〇出張所 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 図1-3 標識⑦ 5. 仮区画線 受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 通行許可 「共仕」1-1-1-32交通安全管理第12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認におい	工事区間に保管する場合には、監督職員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識 その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。 ③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。 ④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の資格証の写しを保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。 ⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。 但し、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。 2. 保安灯 受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 3. 保守点検 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 4. 標識 受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。 御通行中の皆様へ ただいま〇〇〇〇工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。 なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。 国土交通省〇〇〇〇事務所〇〇出張所 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 TEL〇〇〇－〇〇〇〇 図1-3 標識⑦ 5. 仮区画線 受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 通行許可 1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における		
--	--	--	--

て、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について ① 施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載 ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。 ③ 通行許可証の写し ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 特仕1-1-1-35 官公庁等への手続等 1. 鉄道と近接する工事 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。 2. 交渉内容明確化 受注者は、前項における交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 特仕1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 受注者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を伴う道路上での工事を施工してはならない。 特仕1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 受注者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。 特仕1-1-1-41 臨機の措置 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に連絡しなければならない。 特仕1-1-1-42 主任技者及び監理技術者 1. 技術者の選任 受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。	一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 特仕1-1-1-35 官公庁等への手続等 1. 鉄道と近接する工事 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。 2. 交渉内容明確化 受注者は、前項における交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 特仕1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 受注者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を伴う道路上での工事を施工してはならない。 特仕1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 受注者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。 特仕1-1-1-41 臨機の措置 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に連絡しなければならない。 特仕1-1-1-42 主任技術者及び監理技術者 1. 技術者の選任 受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。		
--	--	--	--

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格		
請負代金額	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10,000万円未満	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者

2. 技術者の変更

受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、以下を満足することを条件とする。

1) 死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合

2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

5) 上記1) から3) において途中交代を認める際の現場対応

① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格		
請負代金額	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10,000万円未満	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者

2. 技術者の変更

受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、以下を満足することを条件とする。

1) 死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合

2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

5) 上記1) から3) において途中交代を認める際の現場対応

① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及

び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を一定期間の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。 ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。 3. 監理技術者 受注者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。 4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事 受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を「共仕」1-1-1-4施工計画書に記載しなければならない。 5. 現場代理人等通知書 受注者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出するものとする。 6. 技術者の配置 受注者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。 なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。 特仕1-1-1-43 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件 1. 事前調査 受注者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。 また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に報告しなければならない。 2. 損傷時の処置 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、速やかに応急処置をとり監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 3. 不明の占用物件の処置 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に報告し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。 4. 工事関係者の調整等 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。	び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を一定期間の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。 ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。 3. 監理技術者 受注者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。 4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事 受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を「共仕」1-1-1-4施工計画書に記載しなければならない。 5. 現場代理人等通知書 受注者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出するものとする。 6. 技術者の配置 受注者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。 なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。 特仕1-1-1-43 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件 1. 事前調査 受注者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。 また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に報告しなければならない。 2. 損傷時の処置 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、速やかに応急処置をとり監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 3. 不明の占用物件の処置 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に報告し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。 4. 工事関係者の調整等 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。 なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。		
---	---	--	--

特仕1-1-1-44 踏荒し 1. 地権者の了承 受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。 2. 損傷時の処置 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。 特仕1-1-1-45 か し 担 保 かしの修補又は損害賠償の請求期間は、契約書第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。 植栽等 1年以内 植栽等とは、樹木・地被類とする。 ただし、移植及び根回し工事は適用除外とする。 特仕1-1-1-46 電 子 納 品 1. 対象 「追特仕」に明記なき場合は、電子納品の対象とする。 2. 成果品 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-RまたはDVD-Rの場合は2部）等で納品する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを納品する義務はないが監督職員と協議するものとする。 3. 運用 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」など（以下、「ガイドライン」という。）による。 4. 電子化 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 5. 疑義 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 6. エラーチェック等 成果品は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。 7. 要領ガイドラインの掲載箇所 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.go.jp/ 8. 事前協議チェックシート 事前協議チェックシートは、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート（土木工事用）（例）」を利用するものとする。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm	特仕1-1-1-44 踏荒し 1. 地権者の了承 受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。 2. 損傷時の処置 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。 特仕1-1-1-45 か し 担 保 かしの修補又は損害賠償の請求期間は、契約書第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。 植栽等 1年以内 植栽等とは、樹木・地被類とする。 ただし、移植及び根回し工事は適用除外とする。 特仕1-1-1-46 電 子 納 品 1. 対象 「追特仕」に明記なき場合は、電子納品の対象とする。 2. 成果品 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-RまたはDVD-Rの場合は2部）等で納品する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを納品する義務はないが監督職員と協議するものとする。 3. 運用 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」など（以下、「ガイドライン」という。）による。 4. 電子化 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 5. 疑義 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 6. エラーチェック等 成果品は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。 7. 要領ガイドラインの掲載箇所 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.go.jp/ 8. 事前協議チェックシート 事前協議チェックシートは、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート（土木工事用）（例）」を利用するものとする。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm		
--	--	--	--

特仕1-1-1-47 VE 受注者は、設計図書においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、以下により実施しなければならない。 (1) 定義 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の範囲 1)VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち以下の提案は原則として含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 (3) VE提案書の提出 1)受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(様式-1～4)にし、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。 ⑤ 工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。 2)発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3)受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4)VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の審査・採否等 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはVE提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。 (5) 提案の採否の通知 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 (6) VE提案を採用した場合の設計変更等 1)VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。 2)前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。 3)前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。	特仕1-1-1-47 VE 受注者は、設計図書においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、以下により実施しなければならない。 (1) 定義 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の範囲 1)VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち以下の提案は原則として含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 (3) VE提案書の提出 1)受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(様式-1～4)にし、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。 ⑤ 工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。 2)発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3)受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4)VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の審査・採否等 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはVE提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。 (5) 提案の採否の通知 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 (6) VE提案を採用した場合の設計変更等 1)VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。 2)前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。 3)前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。		
--	--	--	--

4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。 (7) 提案の評定 VE提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後VE審査委員会において評価を行うものとする。 (8) 提案内容の活用と保護 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。 (9) 責任の所在 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。 特仕1-1-1-48 設計変更等 設計変更等については、契約書第18条～第24条及び「共仕」1-1-1-14～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省中部地方整備局）による。 特仕1-1-1-49 中部地整版ワンデーレスポンス 1. 中部地整版ワンデーレスポンス 「中部地整版ワンデーレスポンス」とは、受注者は発議する協議又は承諾の回答について、受注者は回答希望日及び理由を監督職員に報告し、監督職員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難場合は、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を受注者に連絡する。 2. 計画工程表 受注者は計画工程表の提出にあたって、監督職員が作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と打合せを行うこと。 3. 問題が発生した場合等の措置 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 4. 調査の協力 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。	4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。 (7) 提案の評定 VE提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後VE審査委員会において評価を行うものとする。 (8) 提案内容の活用と保護 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。 (9) 責任の所在 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。 特仕1-1-1-48 設計変更等 設計変更等については、契約書第18条～第24条及び「共仕」1-1-1-14～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省中部地方整備局）による。 特仕1-1-1-49 中部地整版ワンデーレスポンス 1. 中部地整版ワンデーレスポンス 「中部地整版ワンデーレスポンス」とは、受注者は発議する協議又は承諾の回答について、受注者は回答希望日及び理由を監督職員に報告し、監督職員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難場合は、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を受注者に連絡する。 2. 計画工程表 受注者は計画工程表の提出にあたって、監督職員が作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と打合せを行うこと。 3. 問題が発生した場合等の措置 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 4. 調査の協力 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。		
---	---	--	--

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

特仕1-2-3-1 一般事項

購入土は、以下によるものとする。

- (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。
- (2) 山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする

特仕1-2-3-2 掘削工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称
C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

- (1) 流用土……………自工区で流用する建設発生土をいう。
 なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。
- (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、
 残土受け入れ地へ処分するものをいう。

特仕1-2-3-3 盛土工

1. 盛土

盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

- (1) 流用土………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
 - ① 利用土………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
 - ② 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
- (2) 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
- (3) 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
- (4) 購入土………「特仕」特仕1-2-3-1一般事項第1項により現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。

2. 施工

盛土工の施工については、次の各号の規定による。

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

特仕1-2-3-1 一般事項

購入土は、以下によるものとする。

- (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩碎又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書に関する資料を整理および保管しなければならない**。なお、**施工途中において監督職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない**。
- (2) 盛土材料は、改良や粒度調整の必要のない良質なものとし、設計図書に関する資料を整理・保管し、完成時に納品するものとする。なお、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。

特仕1-2-3-2 掘削工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称
C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

- (1) 流用土……………自工区で流用する建設発生土をいう。
 なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。
- (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、
 残土受け入れ地へ処分するものをいう。

特仕1-2-3-3 盛土工

1. 盛土

盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

- (1) 流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
 - ① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
 - ② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
- (2) 発生土……………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
- (3) 採取土……………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
- (4) 購入土……………「特仕」特仕1-2-3-1一般事項第1項により現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。

2. 施工

盛土工の施工については、次の各号の規定による。

- (1) 受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。
- なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
- (2) 受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を**確認**するものとする。
- (3) 受注者は、盛土作業においては、木根・腐食物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) 受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表2-1の締固め管理を行わなければならない。

表2-1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上がり厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザ	21 t	0.3	4以上
〃	15 t	0.3	5以上
振動ローラ	2.5 t～2.8 t	0.3	5以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. 軟弱地盤の盛土工

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量確認方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

- (1) 運搬車両による**確認**
- (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
- (3) 沈下板等による**確認**
- (4) その他必要な記録

4. 仮置

受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 異常時の処置

受注者は、「共仕」1-2-3-3盛土工第8項または第16項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

- (1) 受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。
- なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
- (2) 受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を**確認**するものとする。
- (3) 受注者は、盛土作業においては、木根・腐食物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) 受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表2-1の締固め管理を行わなければならない。

表2-1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上がり厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザ	21 t	0.3	4以上
〃	15 t	0.3	5以上
振動ローラ	2.5 t～2.8 t	0.3	5以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. 軟弱地盤の盛土工

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量確認方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

- (1) 運搬車両による**確認**
- (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
- (3) 沈下板等による**確認**
- (4) その他必要な記録

4. 仮置

受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 異常時の処置

受注者は、「共仕」1-2-3-3盛土工第8項または第16項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

変更が必要？

特仕1-2-3-7 残土処理工 残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。 特仕1-2-3-8 建設発生土受入地 受注者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、設計図書に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 特仕1-2-3-9 盛土の品質管理 受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施してもよい。 特仕1-2-3-10 河川土工の出来形管理 受注者は、河川土工（掘削工、盛土工）において、トータルステーションによる出来形管理技術の使用原則化を適用する工事については、「T Sを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。 第4節 道路土工 特仕1-2-4-1 一般事項 1. 岩塊・玉石 「共仕」1-2-3-1一般事項第2項の表2-1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2-2のとおり細分類する。 2. 購入土 購入土については、設計図書による。 3. 不良土の処理 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 4. 伐開除根 受注者は、伐開除根に係る処理費用について設計図書に明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 5. 沈下影響の処理 受注者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 現道との取付勾配 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8％以下としなければならない。 7. 異常時の処理 受注者は、「共仕」1-2-4-1一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。	特仕1-2-3-7 残土処理工 残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。 特仕1-2-3-8 建設発生土受入地 受注者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、設計図書に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 特仕1-2-3-9 盛土の品質管理 受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施してもよい。 特仕1-2-3-10 河川土工の出来形管理 受注者は、河川土工（掘削工、盛土工）において、トータルステーションによる出来形管理技術の使用原則化を適用する工事については、「T Sを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。 第4節 道路土工 特仕1-2-4-1 一般事項 1. 岩塊・玉石 「共仕」1-2-3-1一般事項第2項の表2-1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2-2のとおり細分類する。 2. 購入土 購入土については、設計図書による。 3. 不良土の処理 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 4. 伐開除根 受注者は、伐開除根に係る処理費用について設計図書に明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 5. 沈下影響の処理 受注者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 6. 現道との取付勾配 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8％以下としなければならない。 7. 異常時の処理 受注者は、「共仕」1-2-4-1一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。		
--	--	--	--

8. 土及び岩の分類

受注者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の**確認**を受けなければならない。なお、**確認**のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

表2-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明		
A	B	C			
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩 塊 玉 石	玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。	
			玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。	
			転石混り土	土の内に0.5m ³ /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50％あるものをいい以下のように分類する。	
				I	転石量5～20％程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
				II	転石量20～35％程度有するものをいう。
	III	転石量35～50％程度有するものをいう。			

特仕1-2-4-2 掘削工

1. 掘削工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

- (1) 仮置土……………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
- (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
- (3) 流用土……………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。

2. 緊急を要する場合

受注者「共仕」1-2-4-2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕1-2-4-3 路体盛土工

1. 盛土

盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

- (1) 流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。

① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。

8. 土及び岩の分類

受注者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の**確認**を受けなければならない。なお、**確認**のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

表2-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明		
A	B	C			
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩 塊 玉 石	玉石混り土	玉石が多量に混入したものと及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。	
			玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。	
			転石混り土	土の内に0.5m ³ /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50％あるものをいい以下のように分類する。	
				I	転石量5～20％程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
				II	転石量20～35％程度有するものをいう。
	III	転石量35～50％程度有するものをいう。			

特仕1-2-4-2 掘削工

1. 掘削工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

- (1) 仮置土……………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
- (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
- (3) 流用土……………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。

2. 緊急を要する場合

受注者「共仕」1-2-4-2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕1-2-4-3 路体盛土工

1. 盛土

盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

- (1) 流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。

① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。

② 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 (2) 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 (3) 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 (4) 購入土………「特仕」特仕1-2-3-1一般事項第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 既設車道に併設して歩道を設ける場合 受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、「共仕」1-2-4-3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。 特仕1-2-4-4 路床盛土工 1. 盛土 盛土とは、「特仕」特仕1-2-4-3路体盛土工の定義による。 2. 歩道・路肩部分等の締固め 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」特仕1-2-4-3路体盛土工第2項により施工しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、「共仕」1-2-4-4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。 特仕 1-2-4-6 残土処理工 作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。 特仕1-2-4-7 建設発生土受入地 受注者は、建設発生土受入地については、「特仕」特仕1-2-3-8建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。 特仕1-2-4-8 盛土の品質管理 受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施してもよい。 特仕1-2-4-9 道路土工の出来形管理 受注者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）において、トータルステーションによる出来形管理技術の使用原則化を適用する工事については、「T S を用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。	② 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。 (2) 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 (3) 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。 (4) 購入土………「特仕」特仕1-2-3-1一般事項第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 既設車道に併設して歩道を設ける場合 受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、「共仕」1-2-4-3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。 特仕1-2-4-4 路床盛土工 1. 盛土 盛土とは、「特仕」特仕1-2-4-3路体盛土工の定義による。 2. 歩道・路肩部分等の締固め 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」特仕1-2-4-3路体盛土工第2項により施工しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、「共仕」1-2-4-4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ連絡しなければならない。 特仕 1-2-4-6 残土処理工 作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。 特仕1-2-4-7 建設発生土受入地 受注者は、建設発生土受入地については、「特仕」特仕1-2-3-8建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。 特仕1-2-4-8 盛土の品質管理 受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施してもよい。 特仕1-2-4-9 道路土工の出来形管理 受注者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）において、トータルステーションによる出来形管理技術の使用原則化を適用する工事については、「T S を用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。	変更が必要？ 変更が必要？	
---	---	-----------------------------	--

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕1-3-3-1 一般事項

1. 一般事項

一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」1-3-3-1レディーミクストコンクリートによる。

2. 品質確保の調査

コンクリート構造物の品質確保の調査は、以下の規定による。

1) テストハンマーによる強度推定調査

- (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 受注者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
- (6) 受注者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に**段階確認**に係わる**確認・立会**願により監督職員に**提出**するものとする。
- (7) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を**書面**により監督職員に**提出**するものとする。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
 - ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様推定強度の

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕1-3-3-1 一般事項

1. 一般事項

一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」1-3-3-1レディーミクストコンクリートによる。

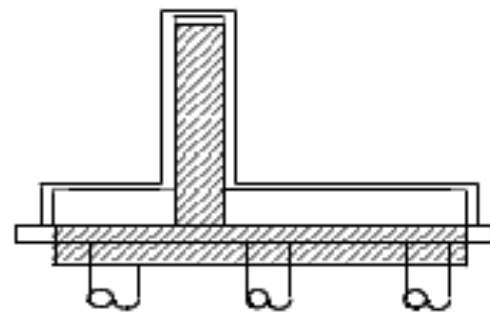
2. 品質確保の調査

コンクリート構造物の品質確保の調査は、以下の規定による。

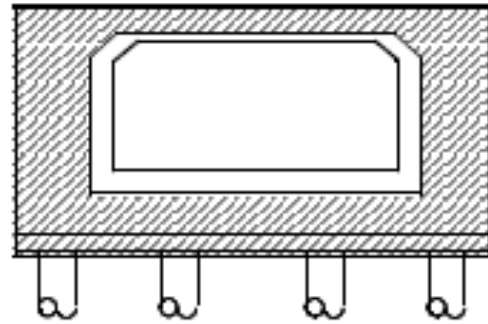
1) テストハンマーによる強度推定調査

- (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 受注者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
- (6) 受注者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に**段階確認**に係わる**確認・立会**願により監督職員に**提出**するものとする。
- (7) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を**書面**により監督職員に**提出**するものとする。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
 - ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様推定強度の

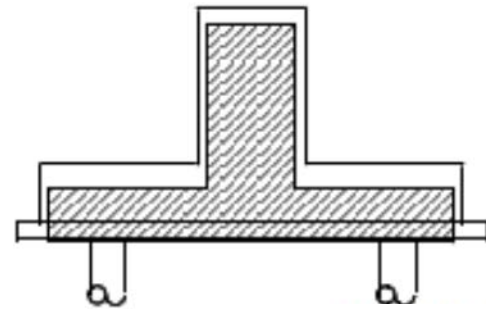
補正は行わない。 2) 圧縮強度試験による確認 (1) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。 (2) 受注者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 (3) 受注者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。 (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。 ・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正值 +3 ・測定位置が濡れている場合→反発度の補正值 +5 (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。 $F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$ ここで、 F : 推定強度 R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度 (6) 受注者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階確認に係わる確認・立会簿により監督職員に提出するものとする。 また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (7) 受注者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。 3) ひび割れ発生状況の調査 (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。 ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。 (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真を添付するものとする。 また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。 (3) 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。 (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。 ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。	補正は行わない。 2) 圧縮強度試験による確認 (1) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。 (2) 受注者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 (3) 受注者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。 (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。 ・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正值 +3 ・測定位置が濡れている場合→反発度の補正值 +5 (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。 $F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$ ここで、 F : 推定強度 R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度 (6) 受注者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階確認に係わる確認・立会簿により監督職員に提出するものとする。 また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (7) 受注者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。 3) ひび割れ発生状況の調査 (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。 ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。 (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真を添付するものとする。 また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。 (3) 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に提出するものとする。 (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。 ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。		
---	---	--	--



図－1 擁壁



図－2 カルバート



図－3 橋梁下部



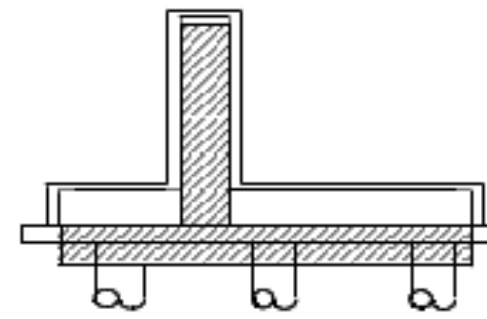
図－4 橋梁上部

4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

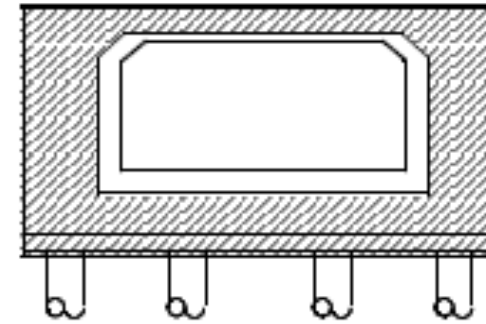
- (1) 受注者は、**設計図書**において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。

なお微破壊・非破壊試験により、コンクリート構造物の強度を測定する場合は「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号 平成13年3月29日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができる。

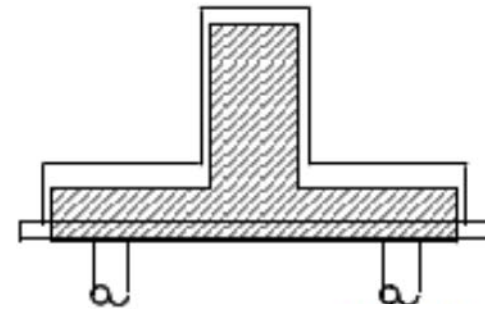
- (2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（平成24年3月28日付け国官技第357号）に従い行うものとする。



図－1 擁壁



図－2 カルバート



図－3 橋梁下部



図－4 橋梁上部

4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

- (1) 受注者は、**設計図書**において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。

なお微破壊・非破壊試験により、コンクリート構造物の強度を測定する場合は「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号 平成13年3月29日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができる。

- (2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（平成24年3月28日付け国官技第357号）に従い行うものとする。

(3) 受注者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。 (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までには監督職員に提出するものとする。 (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 3. 銘板 銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、以下の規定による。 (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造物（場所打ち）とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁（H＝5m以上） ② ボックスカルバート（内空断面積 A＝25㎡以上） ③ 橋梁（上・下部） ④ トンネル ⑤ 砂防堰堤 ⑥ 樋門・樋管・水門 ⑦ 洞門 ⑧ ダム及び堰 ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する） (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 ① 構造物名称、工事名 ② 完成年度 ③ 発注機関名 ④ 設計会社（コンサルタント等）名 ⑤ 施工会社（元請・下請）名 ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項 ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度 ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など） ⑨ 生コン製造プラント名 (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。 材 質：JIS H 2202 （鋳物用黄銅合金地金） 寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。 なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 (4) 設置枚数は、原則1現場1箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。 設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 (5) 「共仕」3-2-3-25銘板工の橋歴板を除く「共仕」で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防堰堤、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。	(3) 受注者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。 (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までには監督職員に提出するものとする。 (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 3. 銘板 銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、以下の規定による。 (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造物（場所打ち）とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁（H＝5m以上） ② ボックスカルバート（内空断面積 A＝25㎡以上） ③ 橋梁（上・下部） ④ トンネル ⑤ 砂防堰堤 ⑥ 樋門・樋管・水門 ⑦ 洞門 ⑧ ダム及び堰 ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する） (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については設計図書に関して事前に監督職員の確認を受けるものとする。 ① 構造物名称、工事名 ② 完成年度 ③ 発注機関名 ④ 設計会社（コンサルタント等）名 ⑤ 施工会社（元請・下請）名 ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項 ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度 ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など） ⑨ 生コン製造プラント名 (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。 材 質：JIS H 2202 （鋳物用黄銅合金地金） 寸 法：縦500～1000mm、横500～1000mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。 なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 (4) 設置枚数は、原則1現場1箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。 設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については設計図書に関して事前に監督職員の確認を受けるものとする。 (5) 「共仕」3-2-3-25銘板工の橋歴板を除く「共仕」で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防堰堤、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。		
---	---	--	--

<参考> 銘板記入例 (砂防工)

〇〇〇〇〇砂防堰堤			
完成 2000年 〇月			
工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事			
国土交通省 中部地方整備局			
〇〇事務所			
天端標高	m	天端幅	m
堤高	m	堤長	m
適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/mm ²	水セメント比	〇〇%
骨材最大寸法	〇〇mm	高炉セメントB種	
施工 〇〇建設(株)			
監理技術者	〇〇〇〇	現場代理人	〇〇〇〇
コンクリートプラント	〇〇生コン(株)		
設計 〇〇コンサルタント(株)			
管理技術者	〇〇〇〇		

(500~1000mm)

13mm

<参考> 銘板記入例 (砂防工)

〇〇〇〇〇砂防堰堤			
完成 2000年 〇月			
工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事			
国土交通省 中部地方整備局			
〇〇事務所			
天端標高	m	天端幅	m
堤高	m	堤長	m
適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/mm ²	水セメント比	〇〇%
骨材最大寸法	〇〇mm	高炉セメントB種	
施工 〇〇建設(株)			
監理技術者	〇〇〇〇	現場代理人	〇〇〇〇
コンクリートプラント	〇〇生コン(株)		
設計 〇〇コンサルタント(株)			
管理技術者	〇〇〇〇		

(500~1000mm)

13mm

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

〇〇〇〇〇樋管			
完成 2000年 〇月			
工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事			
国土交通省 中部地方整備局			
〇〇事務所			
巾	m	高	m
長	m	計画排水量	m ³ /s
適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/mm ²	水セメント比	〇〇%
骨材最大寸法	〇〇mm	高炉セメントB種	
施工 〇〇建設(株)			
監理技術者	〇〇〇〇	現場代理人	〇〇〇〇
コンクリートプラント	〇〇生コン(株)		
設計 〇〇コンサルタント(株)			
管理技術者	〇〇〇〇		

(500~1000mm)

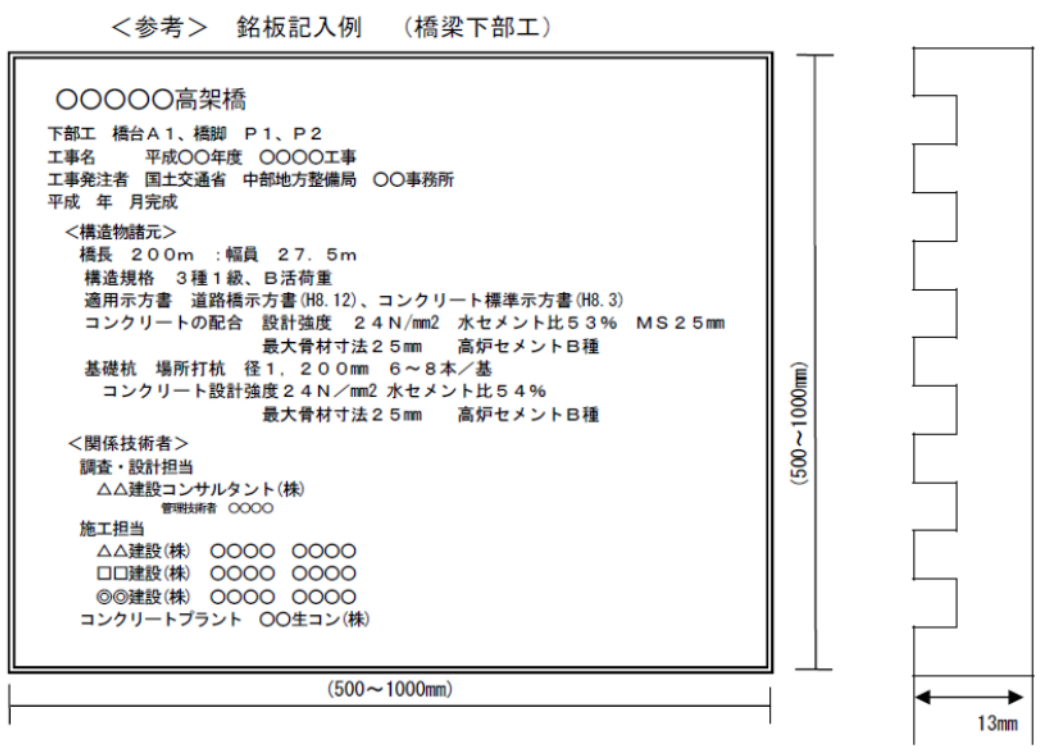
13mm

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

〇〇〇〇〇樋管			
完成 2000年 〇月			
工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事			
国土交通省 中部地方整備局			
〇〇事務所			
巾	m	高	m
長	m	計画排水量	m ³ /s
適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)			
コンクリート配合			
設計強度	21N/mm ²	水セメント比	〇〇%
骨材最大寸法	〇〇mm	高炉セメントB種	
施工 〇〇建設(株)			
監理技術者	〇〇〇〇	現場代理人	〇〇〇〇
コンクリートプラント	〇〇生コン(株)		
設計 〇〇コンサルタント(株)			
管理技術者	〇〇〇〇		

(500~1000mm)

13mm



特仕1-3-3-2 工場の選定

1. 品質確認

レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、受注者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、受注者はその試験に臨場しなければならない。

2. 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理

製造プラント工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m³/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。

3. 圧縮強度試験

受注者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

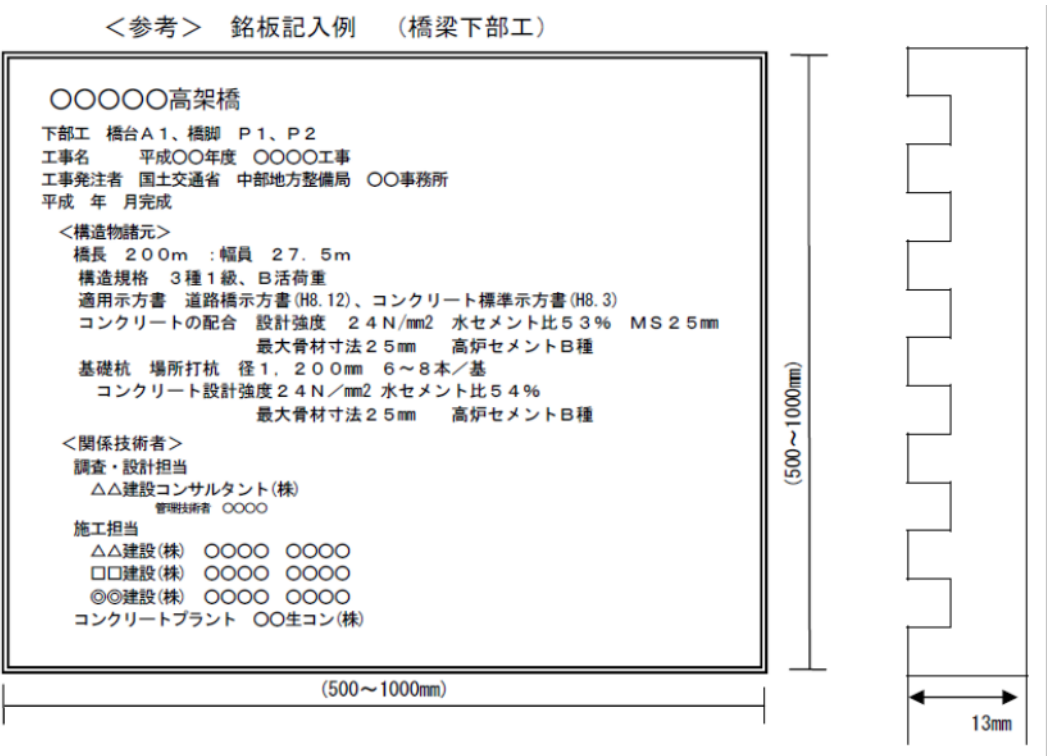
4. 強度の判定（普通ポルトランドセメント）

普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \cdots \cdots \sigma_7 < 15\text{N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 15\text{N/mm}^2$$



特仕1-3-3-2 工場の選定

1. 品質確認

レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、受注者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、受注者はその試験に臨場しなければならない。

2. 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理

製造プラント工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m³/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。

3. 圧縮強度試験

受注者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

4. 強度の判定（普通ポルトランドセメント）

普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \cdots \cdots \sigma_7 < 15\text{N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 15\text{N/mm}^2$$

5. 強度の判定（高炉セメント） 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。 $\sigma_{28}=1.14\sigma_7+11.8 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 5\text{N/mm}^2$ 6. 砂防堰堤工事に使用するコンクリート 受注者は、砂防堰堤工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 7. コンクートの配合 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書による。設計図書に明記がない場合は表3-1を標準とする。	5. 強度の判定（高炉セメント） 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。 なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。 $\sigma_{28}=1.14\sigma_7+11.8 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 5\text{N/mm}^2$ 6. 砂防堰堤工事に使用するコンクリート 受注者は、砂防堰堤工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 7. コンクートの配合 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書による。設計図書に明記がない場合は表3-1標準配合表を参考とする。 7-1 現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。 受注者は、設計図書のスランプ値を変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員へ提出し協議するものとする なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。 《対象工事》 営繕関係、港湾関係を除く工事を対象とする。 《対象構造物について》 一般的な鉄筋コンクリート構造物※を対象とし、無筋コンクリート構造物や特殊なコンクリートは対象外とする。 ※「一般的なコンクリート構造物」とは、国土交通省「土木工事共通仕様書」および表3-1に記載のあるコンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工、堤冠（砂防）等を除くものとする。 原則、従前のスランプが8 c mのものを対象とする。		
---	---	--	--

表3-1 標準配合表

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・PCホーロースラブの間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間隔	普通	24	8	25	N	－	4.5	○	
3	PCボステン主桁	普通	40	8	25	H	－	4.5	○	
4	合成床版	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	普通	24	8	25	N	－	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	普通	24	8	25	BB	－	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベント杭 リバース杭	普通	30	18	25	BB	350以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	普通	24	8	25	BB	－	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	普通	18	15	40	BB	－	4.5	○	〔 単位セメント量 270以上 〕
10	トンネル施工用 (インバート打設)	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	〔 単位セメント量 270以上 側壁導坑の一次覆工含む 〕
11	(鉄筋コンクリート)水門・排水機場(上屋を除く)・堰 橋台・橋脚・管渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	普通	24	8	25	BB	－	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	普通	18	8	25	BB	－	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・集水樹・石積(張)胴裏込・管渠	普通	18	8	25	BB	－	4.5	○	
14	重力擁壁・モタレ擁壁	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
15	石積・ストーンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
16	重力式橋台	普通	21	8	40	BB	－	4.5	○	
17	均しコンクリート	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
18	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度)4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	〔 単位セメント量 280～350 〕
19	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	
20	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	BB	－	4.5	－	

表3-1 標準配合表

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・PCホーロースラブの間隔	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間隔	普通	24	8	25	N	－	4.5	○	
3	PCボステン主桁	普通	40	8	25	H	－	4.5	○	
4	合成床版	普通	30	12	25	N	－	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	普通	24	12	25	N	－	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	普通	24	12	25	BB	－	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベント杭 リバース杭	普通	30	18	25	BB	350以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	普通	24	8	25	BB	－	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	普通	18	15	40	BB	－	4.5	○	〔 単位セメント量 270以上 〕
10	トンネル施工用 (インバート打設)	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	〔 単位セメント量 270以上 側壁導坑の一次覆工含む 〕
11	(鉄筋コンクリート)水門・排水機場(上屋を除く)・堰 橋台・橋脚・管渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	普通	24	12	25	BB	－	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	普通	18	8	25	BB	－	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・集水樹・石積(張)胴裏込・管渠	普通	18	8	25	BB	－	4.5	○	
14	重力擁壁・モタレ擁壁	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
15	石積・ストーンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
16	重力式橋台	普通	21	8	40	BB	－	4.5	○	
17	均しコンクリート	普通	18	8	40	BB	－	4.5	○	
18	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度)4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	〔 単位セメント量 280～350 〕
19	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	
20	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	BB	－	4.5	－	

21	(河川・海岸)護岸均し コンクリート	普通	－	3	25	BB	170 以上	－	－	
22	(海岸)波返し・表法張・ 基礎	普通	24	8	40	BB	－	4.5	○	
23	(海岸)無筋コンクリート 擁壁	普通	24	8	40	BB	－	4.5	○	
24	(海岸)根固ブロック 10t以上	普通	24	5	80	BB	－	(4.0)	－	
25	(砂防)主副堰堤・側壁 (砂防)10t以上の 根固ブロック	普通	18	5	80	BB	－	4.0	－	現場配合の場合は 設計図書に示す
26	(砂防)堤冠 (膠石コンクリート)	普通	－	－	80	BB	600 以上	－	－	水セメント比は(34) 程度とする
27	(砂防)堤冠 (富配合コンクリート)	普通	－	5	80	BB	300 以上	4.0	－	水セメント比は(40) 程度とする 現場配合の場合は 設計図書に示す
28	(砂防)渓流保全工・護岸 ・(砂防)10t未満根固 ブロック(砂防)主副堰堤 ・側壁	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	現場配合の場合は 設計図書に示す
注：1) 粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。										
2) 設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。										
3) 均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。										
4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。										

- (1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。
- (2) 表3-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

8. モルタル配合

コンクリート2次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、**設計図書**に明示した場合を除きセメントと砂の重量比1：3程度とする。

9. 供試体の確認方法

レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、以下いずれかの方法により実施しなければならない。

- (1) A法
- ① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。
- ② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。
ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。
- ③ 写真については、電子データにて保存すること。

21	(河川・海岸)護岸均し コンクリート	普通	－	3	25	BB	170 以上	－	－	
22	(海岸)波返し・表法張・ 基礎	普通	24	8	40	BB	－	4.5	○	
23	(海岸)無筋コンクリート 擁壁	普通	24	8	40	BB	－	4.5	○	
24	(海岸)根固ブロック 10t以上	普通	24	5	80	BB	－	(4.0)	－	
25	(砂防)主副堰堤・側壁 (砂防)10t以上の 根固ブロック	普通	18	5	80	BB	－	4.0	－	現場配合の場合は 設計図書に示す
26	(砂防)堤冠 (膠石コンクリート)	普通	－	－	80	BB	600 以上	－	－	水セメント比は(34) 程度とする
27	(砂防)堤冠 (富配合コンクリート)	普通	－	5	80	BB	300 以上	4.0	－	水セメント比は(40) 程度とする 現場配合の場合は 設計図書に示す
28	(砂防)渓流保全工・護岸 ・(砂防)10t未満根固 ブロック(砂防)主副堰堤 ・側壁	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	現場配合の場合は 設計図書に示す
注：1) 粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。										
2) 設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。										
3) 均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。										
4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。										

- (1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。
- (2) 表3-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

8. モルタル配合

コンクリート2次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、**設計図書**に明示した場合を除きセメントと砂の重量比1：3程度とする。

9. 供試体の確認方法

レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、以下いずれかの方法により実施しなければならない。

- (1) A法
- ① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。
- ② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。
ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。
- ③ 写真については、電子データにて保存すること。

(2) B法 ① 供試体型枠の内側の側面に、所定の事項を記入した供試体確認版をおき、コンクリートを打設すること。 ② 強度試験前に供試体確認版を写真に撮り資料採取時のものと同一のものを確認すること。 10. 施工管理 本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は、工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を速やかに作成、保管し、検査時まで提出するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。 測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。 単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。	(2) B法 ① 供試体型枠の内側の側面に、所定の事項を記入した供試体確認版をおき、コンクリートを打設すること。 ② 強度試験前に供試体確認版を写真に撮り資料採取時のものと同一のものを確認すること。 10. 施工管理 本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は、工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を速やかに作成、保管し、検査時まで提出するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。 測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。 単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。		
第 6 節 運搬・打設 特仕 1-3-6-4 打設 1. 擁壁背面が岩盤の場合の打設 受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。 2. コンクリート打設高さ 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者は、こ れを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。 特仕 1-3-6-7 打継目 1. 伸縮継目の目地の材質等 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」特仕2-2-10-2目地板の規定による。 2. 無筋コンクリート擁壁の目地構造 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。 (1) 受注者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定による。 (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。	第 6 節 運搬・打設 特仕 1-3-6-4 打設 1. 擁壁背面が岩盤の場合の打設 受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。 2. コンクリート打設高さ 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者は、これを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。 特仕 1-3-6-7 打継目 1. 伸縮継目の目地の材質等 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」特仕2-2-10-2目地板の規定による。 2. 無筋コンクリート擁壁の目地構造 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。 (1) 受注者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定による。 (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。		

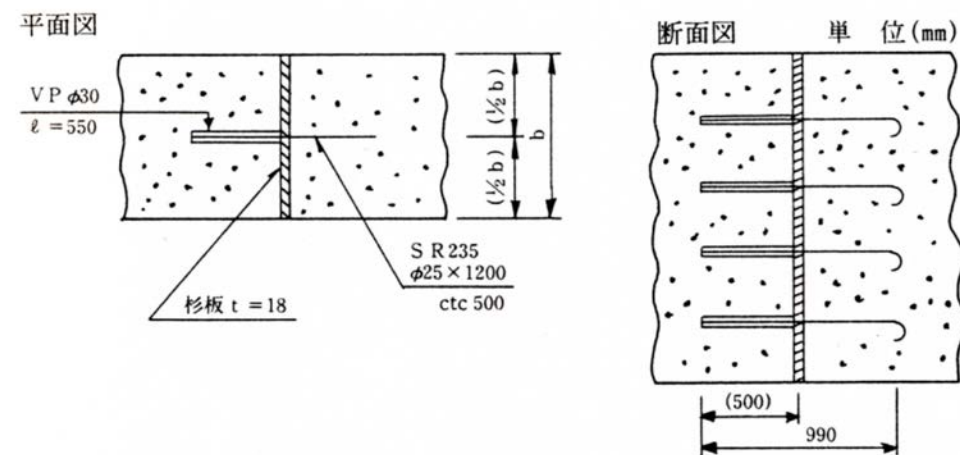


図3-1

- (3) 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。
- (4) 収縮目地は、図3-2に示す構造とする。

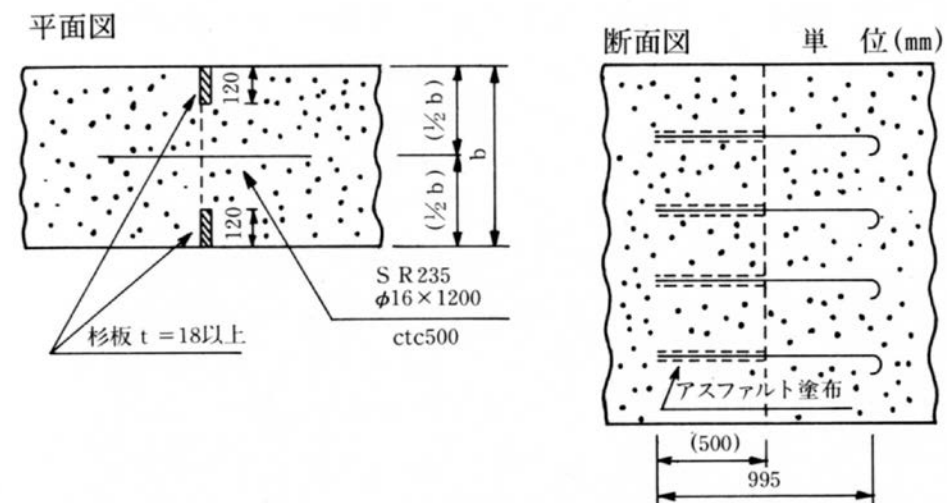


図3-2

- (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm×1.0m）を50cm間隔に配筋するものとする。
- (6) 水平打継目は、図3-3に示す構造とする。

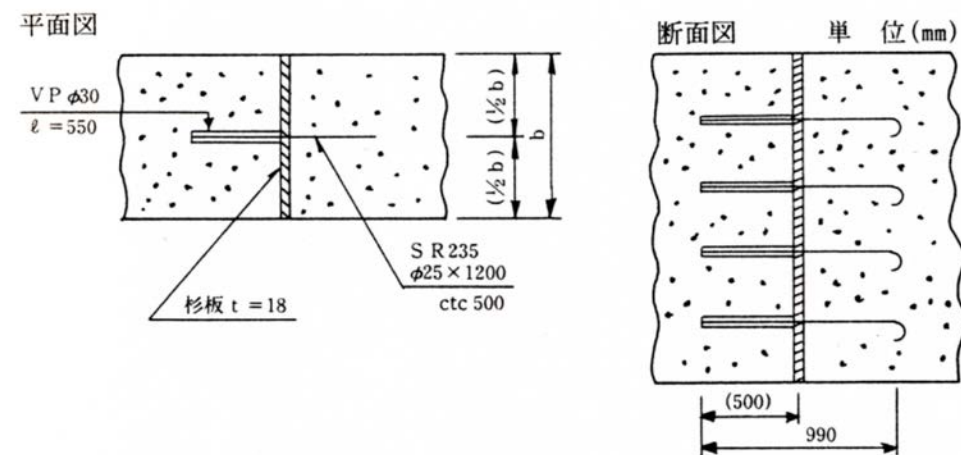


図3-1

- (3) 収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。
- (4) 収縮目地は、図3-2に示す構造とする。

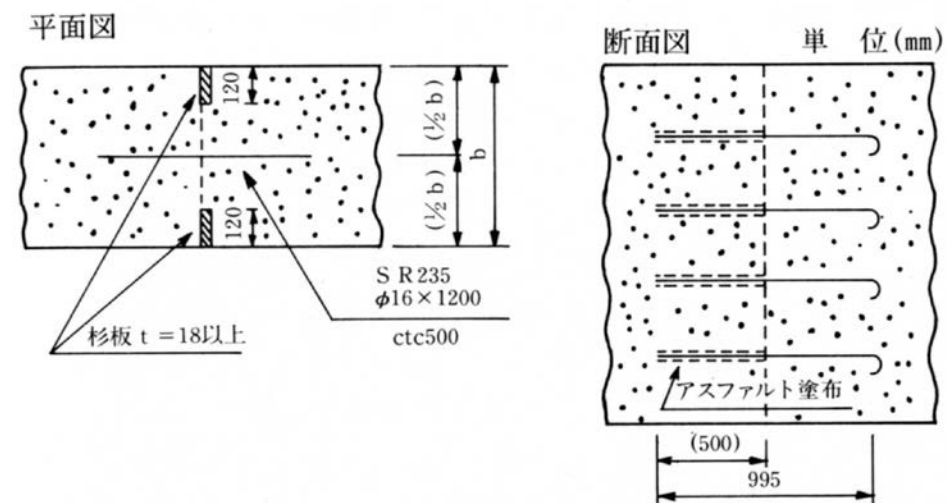


図3-2

- (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm×1.0m）を50cm間隔に配筋するものとする。
- (6) 水平打継目は、図3-3に示す構造とする。

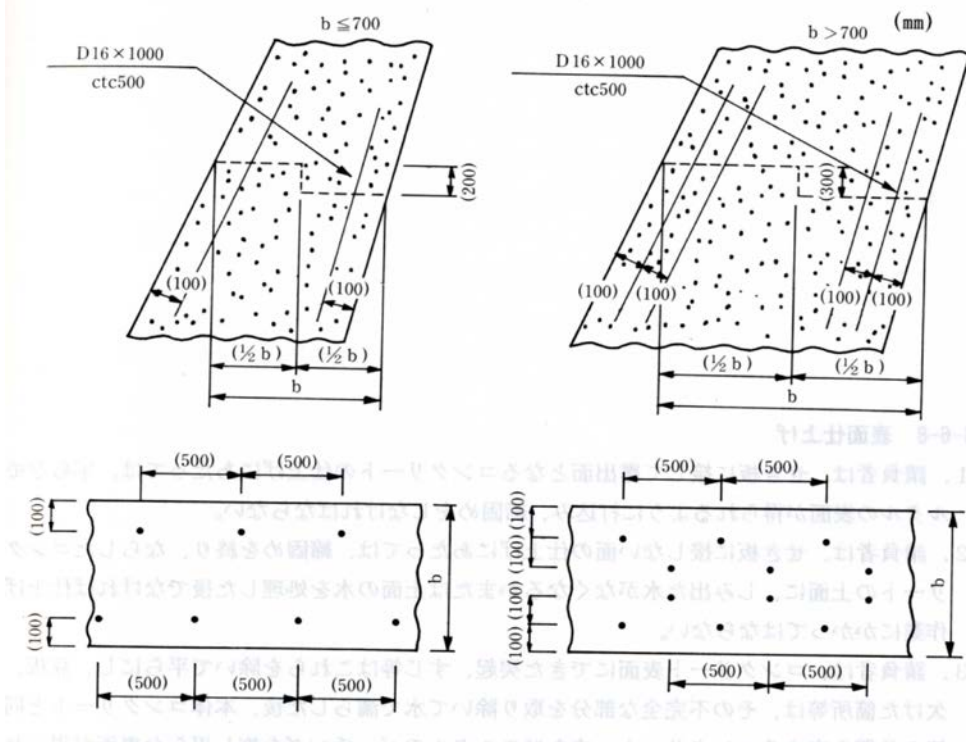


図3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に 設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いるものとする。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水孔の施工

排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管（VP φ 100mm）を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
- (2) 受注者は、排水孔設置箇所には、吸出防止材又は透水管を設置しなければならない。
また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工

コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
- (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。
- (4) 受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に

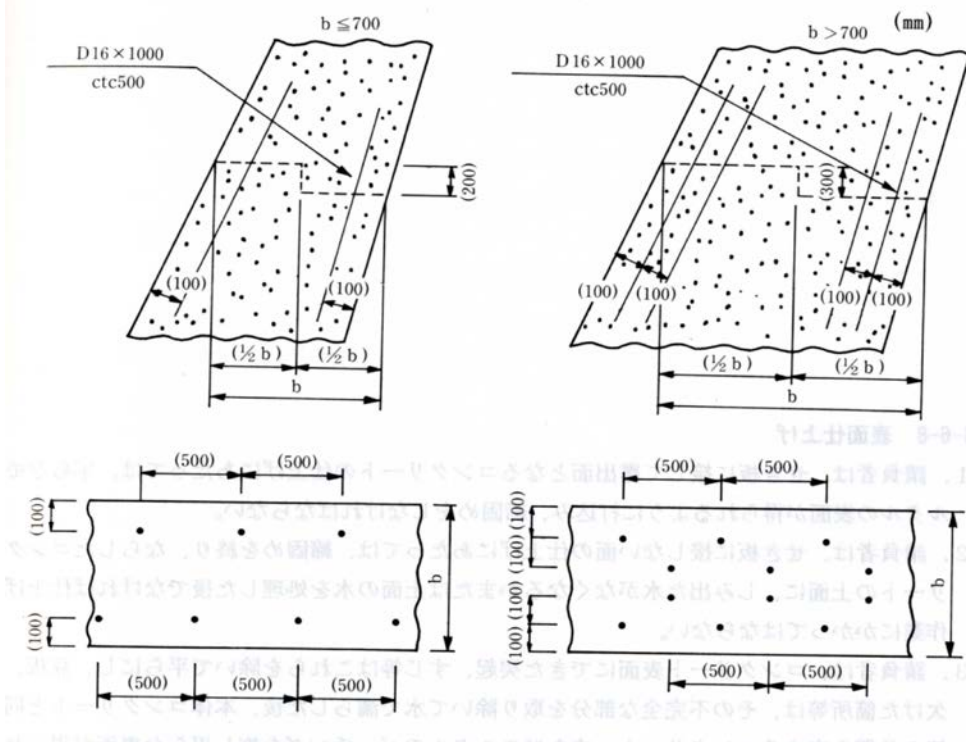


図3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に 設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いるものとする。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水孔の施工

排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管（VP φ 100mm）を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
- (2) 受注者は、排水孔設置箇所には、吸出防止材又は透水管を設置しなければならない。
また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工

コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
- (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。
- (4) 受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に

排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 第7節 鉄筋工 特仕1-3-7-1 一般事項 新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。 (1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（平成24年3月28日付け国官技第 357号）」に従い行うものとする。 (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。 (3) これに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 特仕 1-3-7-4 組立て スパーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。 なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の承諾を得て適宜配置することとする。 特仕1-3-7-5 継手 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度(σ ck)が18N/mm²の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/mm²の場合35φ以上とする。 第16節 超速硬コンクリート 特仕1-3-16-1 一般事項 1. 硬化後荷重を載荷する時の強度等 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 (1) 試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 (2) 品質規格3時間圧縮強度24N/mm²以上 $\left[\begin{array}{ccccc} Q^3H & \text{スランプ} & \text{Max} \\ 24 & - & 12 & - & 25 \end{array} \right]$	排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 第7節 鉄筋工 特仕1-3-7-1 一般事項 新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。 (1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（平成24年3月28日付け国官技第 357号）」に従い行うものとする。 (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に提出するものとする。 (3) これに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 特仕 1-3-7-4 組立て スパーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。 なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の承諾を得て適宜配置することとする。 特仕1-3-7-5 継手 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度(σ ck)が18N/mm²の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/mm²の場合35φ以上とする。 第16節 超速硬コンクリート 特仕1-3-16-1 一般事項 1. 硬化後荷重を載荷する時の強度等 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 (1) 試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 (2) 品質規格3時間圧縮強度24N/mm²以上 $\left[\begin{array}{ccccc} Q^3H & \text{スランプ} & \text{Max} \\ 24 & - & 12 & - & 25 \end{array} \right]$	
---	---	--

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 8 年度一部改訂版)	(新) 土木工事特記仕様書改定(案) (H 2 9 年度版)	区分	改定理由
第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 特仕3-1-1-4 現場技術員 1. 業務の協力 受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 2. 受注者からの連絡 受注者は「共仕」第3編3-1-1-4現場技術員 (2) のほか連絡についても、現場技術員を通じて行うことができる。 3. 監督職員からの連絡 監督職員から受注者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。 特仕3-1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 1. 立会の実施 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める確認・立会簿により実施するものとする。 ① 受注者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ② 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を受注者に通知するものとし、確認立会の実施後は速やかにその結果を確認立会書として回答するもの とする。 ③ 確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。 2. 段階確認の実施 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。 ① 受注者は、「共仕」第 3 編 3-1-1-6 表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ② 受注者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ③ 監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を受注者に通知するものとし、受注者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。 また、段階確認においては受注者は臨場しなければならない。 ④ 段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。 ⑤ 段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。 3. 重点監督 受注者は、設計図書で重点監督と明示された場合は、確認・立会及び段階確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。 対象工種は、「土木工事監督技術基準（案）にかかる重点監督について」「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」によるものとし、工種の適用にあた	第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 特仕3-1-1-4 現場技術員 1. 業務の協力 受注者は、現場監督技術業務等を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 2. 受注者からの連絡 受注者は「共仕」第3編3-1-1-4現場技術員 (2) のほか連絡についても、現場技術員を通じて行うことができる。 3. 監督職員からの連絡 監督職員から受注者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。 特仕3-1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 1. 立会の実施 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、土木工事書類作成提出要領に定める確認・立会簿により実施するものとする。 ① 受注者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ② 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を受注者に通知するものとし、確認立会の実施後は速やかにその結果を確認立会書として回答するもの とする。 ③ 確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。 2. 段階確認の実施 「共仕」第3編3-1-1-6監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。 ① 受注者は、「共仕」第 3 編 3-1-1-6 表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ② 受注者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ③ 監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を受注者に通知するものとし、受注者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。 また、段階確認においては受注者は臨場しなければならない。 ④ 段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。 ⑤ 段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。 3. 重点監督 受注者は、設計図書で重点監督と明示された場合は、確認・立会及び段階確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。 対象工種は、「土木工事監督技術基準（案）にかかる重点監督について」「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」によるものとし、工種の適用にあた		

っては監督職員の指示によるものとする。 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」によるものとする。 特仕 3-1-1-8 品質証明 1. 品質証明の実施時期と内容 受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を施工計画書に記載しなければならない。 2. 品質証明の実施 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に提出するものとする。 なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 特仕 3-1-1-12 架空線等事故防止対策 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成21年12月中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 特仕 3-1-1-15 提出書類 1. 工事書類の提出 受注者は、工事書類の提出は、表3-1-1に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）	っては監督職員の指示によるものとする。 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」によるものとする。 特仕 3-1-1-8 品質証明 1. 品質証明の実施時期と内容 受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を施工計画書に記載しなければならない。 2. 品質証明の実施 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、整備、保管し、完成時に提出するものとする。 なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 特仕 3-1-1-12 架空線等事故防止対策 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成21年12月中部地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 特仕 3-1-1-15 提出書類 1. 工事書類の提出 受注者は、工事書類の提出は、表3-1-1に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）		
---	---	--	--

[illegible][illegible]

作成 時期	種 別	書 類 名 称	書類作成の根拠	書類作成者			受注者書類作成の位置付け			備 考	
				発注者	受注者	監督職員	提出		指示		その他
							発注者 担当課	契約 担当課			
施 工 中	中間前払金	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	○	○		○			中間前払いの条件がある工事	
		履行報告書	共通仕様書1-1-1-21-7	○	○						
		請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	○	○		○				
		指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	○	○		○				
	完済 部分 検査	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	○	○		○			部分引き渡しの条件がある工事	
		請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	○	○		○				
		出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○		○				
		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	○	○		○				
	修繕	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○		○			※検査職員に提出する。	
		請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	○	○		○				
		修繕完了報告書	工事請負契約書第31条1項	○	○※						
		修繕完了届	工事請負契約書第31条6項	○	○		○				
部分 使用	かし修繕引渡書	工事請負契約書第31条6項	○	○		○			部分使用がある場合に提出する。		
	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	○	○		○					
工期延期	工期延期届	工事請負契約書第21条	○	○		○			工期の延期を請求する場合に提出する。		
	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○	○		○				支給品を受領した場合に提出する。	
支給品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	○	○		○			支給品を受領した場合に提出する。		
	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	○	○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
建設 機械	建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	○	○		○			建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	○	○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
現場発生品	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-17	○	○		○			現場発生品がある場合に提出する。		
	発生取組報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-10-7	○	○		○				中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。	
その他	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	○	○					産業廃棄物を搬出した場合に提出する。		
	新技術活用関係資料 (公共工事等における新技術活用の促進について (H22.2.5付国官総第277号、国官技第286号) 共通仕様書1-1-1-12-6)	○	○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。 発生者指定型は活用効果調査表、施工者希望型は活用計画書、活用効果表	

作成 時期	種 別	書 類 名 称	書類作成の根拠	重箱作成者		発注者書類作成の位置付け				備 考
				発注者	発注者	提出	指示		その他	
							発注者 担当課	監督職員 へ連絡		
施 工 中	中間前払金	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	○		○				中間前払いの条件がある工事
		履行報告書	共通仕様書1-1-1-21-7	○		○				
		請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	○		○				
		指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	○		○				
		指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	○		○			部分引き渡しの条件がある工事	
	完済 部分 検査	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	○		○				
		出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○					
		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	○		○				
		出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○					
		請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	○		○				※検査職員に提出する。
	修 繕	修繕完了報告書	工事請負契約書第31条1項	○		○※				
		修繕完了届	工事請負契約書第31条6項	○		○				
		かし修繕引渡書	工事請負契約書第31条6項	○		○				
	部分 使用	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	○		○				部分使用がある場合に提出する。
		工期延期届	工事請負契約書第21条	○		○				工期の延期を請求する場合に提出する。
支給品	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○		○				支給品を受領した場合に提出する。	
	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	○		○				支給品を受領した場合に提出する。	
	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
現場発生品	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-17	○		○				現場発生品がある場合に提出する。	
	出来高内訳書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-10-7	○		○				中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。	
その他	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	○						産業廃棄物を搬出した場合に提出する。	
	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の促進について (H22.2.5付国官総第277号、国官技第286号) 共通仕様書1-1-1-12-6	○	○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。 発注者指定型は活用効果調査表、施工者希望型は活用計画書、活用効果表	

[illegible][illegible]

2. 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成 24 年 5 月 15 日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に**提示**を依頼するものとする。

特仕 3-1-1-16 創意工夫

受注者は、「共仕」第 3 編 3-1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。なお、実施状況様式については、一覧表形式とすることができる。

創意工夫・社会性等に関する実施状況例		
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容
創意工夫	施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の活用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・建設機械の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用 等
自ら工夫実施した創意工夫の総数/能力		
	新技術活用	NET 11 を登録技術のうち、 ・「設計技術の活用」 ・「少人数優良技術」の活用 ・「少人数優良技術」を除く「活用とされる技術」の活用 ・「設計技術及び「活用とされる技術」以外の新技術」の活用
	品質	・土工、設備、電気の商品化上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等
	安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・新技術の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
社会性等	地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・建機稼働の周辺地域との緩和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・支援などによる新機活動への協力 等
地域社会や市民に対する貢献		

特仕 3-1-1-17 土木工事品質確認技術者

受注者は、**設計図書**で品質証明員に加えて土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及び ISO9001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者は社内の土木工事品質確認技術者を配置する場合は、当該工事に従事していない者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去 5 カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。

- (3) 土木工事品質確認技術者は、以下に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式（土木工事品質確認書）及び**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は検査時に**提出**するものとする。

なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに 提示しなければならない。

①表3-1-1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により**確認**。

②表3-1-1に記載のない種別、細別については、別途**段階確認**等について、監督職員と**協議**し定めた内容。

2. 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成 24 年 5 月 15 日）に準拠しなければならない。

また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に**提示**を依頼するものとする。

特仕 3-1-1-16 創意工夫

受注者は、「共仕」第 3 編 3-1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。なお、実施状況様式については、一覧表形式とすることができる。

創意工夫・社会性等に関する実施状況例		
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容
創意工夫	施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の活用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・建設機械の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用 等
自ら工夫実施した創意工夫の総数/能力		
	新技術活用	NET 11 を登録技術のうち、 ・「設計技術の活用」 ・「少人数優良技術」の活用 ・「少人数優良技術」を除く「活用とされる技術」の活用 ・「設計技術及び「活用とされる技術」以外の新技術」の活用
	品質	・土工、設備、電気の商品化上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等
	安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・新技術の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
社会性等	地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・建機稼働の周辺地域との緩和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・支援などによる新機活動への協力 等
地域社会や市民に対する貢献		

特仕 3-1-1-17 土木工事品質確認技術者

受注者は、**設計図書**で品質証明員に加えて土木工事品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事及び ISO9001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者は社内の土木工事品質確認技術者を配置する場合は、当該工事に従事していない者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去 5 カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。

- (3) 土木工事品質確認技術者は、以下に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式（土木工事品質確認書）及び**確認**した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は検査時に**提出**するものとする。

なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに 提示しなければならない。

①表3-1-1「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により**確認**。

②表3-1-1に記載のない種別、細別については、別途**段階確認**等について、監督職員と**協議**し定めた内容。

- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の時期及び内容等の項目を**施工計画書**の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章3-1-1-8、「特仕第3編第1章3-1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねることができる
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・完済・中間）に立ち会うものとする。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の**段階確認**に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

表3-1-1 品質段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					現場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A-C-B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	1回/1工事	－	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変位位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土質毎	A-C-B	1回/1工事
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		「ブレーカ-リソ」実施時	「ブレーカ-リソ」実施状況	1回/1工事	1回/1工事	－	1回/1工事
表層安定地理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
バブルレン工	バブルレン 袋詰式バブルレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
締固め改良工	タコウタコソバタ	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰 ⁴⁶	施工時	使用材料、深さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	薬液注入	施工時	使用材料、濃度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	試験矢板＋ 一般：1回/工事 重点：2回/工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	試験矢板＋ 一般：1回/工事 重点：2回/工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	

- (4) 受注者は、品質確認の実施にあたり、**段階確認**の品質確認の時期及び内容等の項目を**施工計画書**の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工事品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章3-1-1-8、「特仕第3編第1章3-1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねることができる
- (6) 土木工事品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・完済・中間）に立ち会うものとする。
- (7) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の**段階確認**に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

表3-1-1 品質段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					現場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A-C-B	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	1回/1工事	－	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)の変化した時	土(岩)質、変位位置	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土質毎	A-C-B	1回/1工事
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		「ブレーカ-リソ」実施時	「ブレーカ-リソ」実施状況	1回/1工事	1回/1工事	－	1回/1工事
表層安定地理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	一般：1回/工事 重点：2回/工事	一般：－ 重点：A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
バブルレン工	バブルレン 袋詰式バブルレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
締固め改良工	タコウタコソバタ	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰 ⁴⁶	施工時	使用材料、深さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	薬液注入	施工時	使用材料、濃度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本	一般：1回/工事 重点：2回/工事	A-C-B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	試験矢板＋ 一般：1回/工事 重点：2回/工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	試験矢板＋ 一般：1回/工事 重点：2回/工事
		打込完了時	基準高、変位		一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	A-C-B	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (案)による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					職場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
既製杭工	既製ｺﾝｸﾛｰﾄﾞ杭 鋼管杭 11根杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適合、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量		一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
掘削打杭工	ﾊﾞｰﾍﾞﾙ杭 ｴｰﾙｼｰｼﾝｸﾞ杭 7-φ114杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		トブテンク 基礎工 ニューマチック 基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前(トブテンク)	使用材料、施工位置	1回／1構造物	1回／1工事
掘削完了時(ニューマチック)	支持層	1回／1構造物		－			
土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置				1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－
鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット		1回／1工事	A－C－B	1回／工事	
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適合、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		打込完了時	基準高、偏心量	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物	一般：1回／工事 重点：1回／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (第)による 段階確認頻度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認頻度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認頻度C
					職場による品質確認頻度 B	写真等による品質確認頻度 A－C－B	
既製杭工	既製のH鋼管杭 日鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適合、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋一般：1回／工事 重点：2回／工事
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質		一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量		一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
場所打杭工	H鋼杭 H鋼管杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
深礎工		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：2回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
		鉄骨据え付け完了時 本体設置前(オナツク)	使用材料、施工位置	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／工事
支持層	1回／1構造物	－					
掘削完了時(ニューマチック)			土(岩)質の変化した時	1回／土(岩)質の変化毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適合、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	試験杭＋ 一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		打込完了時	基準高、偏心量	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／1工事
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況		一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／1工事 重点：2回／1工事	A－C－B
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物	一般：1回／工事 重点：1回／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (第)による 段階確認程度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認程度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認程度C
					臨場による品質確認程度 B	写真等による品質確認程度 A－C－B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
護岸工	法面工（覆土 施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
	基礎工、根固 工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
重要構造物 （橋門・橋管を 含む） 単体工 （橋台） RC単体工 （橋脚） 橋脚パイル工 RC橋墩 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体 工 水門工 共同堰本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	埋戻し前		設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
堰体工 RC堰体工		善度の位置決定時	善度の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
鋼 橋		仮組立て完了時（仮 組立てが省略となる場合を除く）	キャンパ―、寸法等	一般：―― 重点：1回／1構造物	一般：―― 重点：1回／1構造物	－	一般：―― 重点：1回／1構造物
プレキャスト(T) 桁製作工 プレキャスト 組立工 プレキャスト 組立工 PCボックス製作 工 PC張筋製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・橋組工		プレストレス導入完了 時	設計図書との対比	一般：5％程度/総桁数 重点：10％程度/総桁数	一般：5％程度/総桁数 重点：10％程度/総桁数	－	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		プレストレス導入完了 時	設計図書との対比	一般：10％程度/総桁数 重点：20％程度/総桁数	一般：10％程度/総桁数 重点：20％程度/総桁数	－	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		張筋め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物	一般：15％程度/1構造物 重点：30％程度/1構造物	A－C－B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	PC張筋・鉄筋組 立て完了 時（工場製作を除く）		使用材料、 設計図書との対比	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回/支保工変更毎		1回／土(岩)質の変化毎毎
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回／土(岩)質の変化毎毎	－	1回／土(岩)質の変化毎毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 かつ打ち込み本数及び 長さ	1回/支保工変更毎	1回/支保工変更毎	－	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方	1回/2.00m以上臨場により確認	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方
			コンクリート打設後 出来形寸法	1回/2.00m以上臨場により確認	1回/2.00m以上臨場により確認		1回/2.00m以上臨場により確認
パイル工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎	1回/構造の変化毎	－	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。

注）表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、両渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
・土木工事品質確認技術者の臨場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。
・一般工事：重点工事以外の工事
・重点工事：下記の工事
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
ロ 施工条件が厳しい工事
ハ 第三者に対する影響のある工事
ニ その他
・写真等による品質確認については、写真・施工管理データにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	土木工事監督技術基準 (第)による 段階確認程度 A	土木工事品質確認技術者による品質確認程度		土木工事品質確認技術者制度 による 監督職員等の段階確認程度C
					臨場による品質確認程度 B	写真等による品質確認程度 A－C－B	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線	－	－	1回／1法線
護岸工	法面工（覆土 施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
	基礎工、根固 工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事	－	－	1回／1工事
重要構造物 （橋門・橋管を 含む） 単体工 （橋台） RC単体工 （橋脚） 橋脚パイル工 RC橋墩 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体 工 水門工 共同堰本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回／1工事	－	1回／土(岩)質毎
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物	1回／1工事	A－C－B	1回／1工事
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	A－C－B	一般：1回／工事 重点：2回／工事
	埋戻し前		設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
堰体工 RC堰体工		善度の位置決定時	善度の位置	1回／1構造物	1回／1工事	－	1回／工事
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物	一般：15％程度／1構造物 重点：30％程度／1構造物	－	一般：1回／工事 重点：2回／工事
鋼 橋		仮組立て完了時（仮 組立てが省略となる場合を除く）	キャンパ―、寸法等	一般：―― 重点：1回／1構造物	一般：―― 重点：1回／1構造物	－	一般：―― 重点：1回／1構造物
プレキャスト(T) 桁製作工 プレキャスト 組立工 プレキャスト 組立工 PCボックス製作 工 PC張筋製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・橋組工		プレストレス導入完了 時	設計図書との対比	一般：5％程度/総桁数 重点：10％程度/総桁数	一般：5％程度/総桁数 重点：10％程度/総桁数	－	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		プレストレス導入完了 時	設計図書との対比	一般：10％程度/総桁数 重点：20％程度/総桁数	一般：10％程度/総桁数 重点：20％程度/総桁数	－	一般：1回/工事 重点：2回/工事
		張筋め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物	一般：15％程度/1構造物 重点：30％程度/1構造物	A－C－B	一般：1回/工事 重点：2回/工事
	PC張筋・鉄筋組 立て完了 時（工場製作を除く）		使用材料、 設計図書との対比	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回/支保工変更毎		1回／土(岩)質の変化毎毎
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎 毎	1回/支保工変更毎	－	1回／土(岩)質の変化毎毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 かつ打ち込み本数及び 長さ	1回/支保工変更毎	1回/支保工変更毎	－	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方	1回/2.00m以上臨場により確認	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度の多い方
			コンクリート打設後 出来形寸法	1回/2.00m以上臨場により確認	1回/2.00m以上臨場により確認		1回/2.00m以上臨場により確認
パイル工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎	1回/構造の変化毎	－	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。

注）表中の「段階確認の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。
なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、両渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
・土木工事品質確認技術者の臨場による品質確認で設計変更に関する確認が必要となった場合は、従来どおり監督職員による「段階確認」を行うものとする。
・一般工事：重点工事以外の工事
・重点工事：下記の工事
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
ロ 施工条件が厳しい工事
ハ 第三者に対する影響のある工事
ニ その他
・写真等による品質確認については、写真・施工管理データにより施工後速やかに品質の確認を行うものとする。

特仕 3-1-1-18 IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事 受注者は、設計図書で IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事と明示された場合は、以下による。 (1) 監督業務を重点的に実施する工事である場合には、適用できない。 (2) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事については、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いについて」(H16.9.1 国地契第 21 号、国官技第 117 号、国営計第 65 号)の定めによる。) (3) 受注者は IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いを希望する場合、工事負契約の締結の日から 14 日以内に申請書類を発注者に提出するものとする。 (4) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの適用を申請し、承認された場合は、「土木工事品質確認技術者」制度は選択できない。 特仕 3-1-1-19 建設現場のオープン化 設計図書において、建設現場へのオープン化の対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。 (1) 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。 (2) モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。 (3) モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。	特仕 3-1-1-18 IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する工事 受注者は、設計図書で IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事と明示された場合は、以下による。 (1) 監督業務を重点的に実施する工事である場合には、適用できない。 (2) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの対象工事については、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いについて」(H16.9.1 国地契第 21 号、国官技第 117 号、国営計第 65 号)の定めによる。) (3) 受注者は IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いを希望する場合、工事負契約の締結の日から 14 日以内に申請書類を発注者に提出するものとする。 (4) IS09001 認証取得を活用した監督業務の取り扱いの適用を申請し、承認された場合は、「土木工事品質確認技術者」制度は選択できない。 特仕 3-1-1-19 建設現場のオープン化 設計図書において、建設現場へのオープン化の対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。 (1) 公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。 (2) モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。 (3) モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。		
--	--	--	--

第 2 章 一般施工		第 2 章 一般施工			
第 1 節 適 用		第 1 節 適 用			
第 2 節 適用すべき諸基準		第 2 節 適用すべき諸基準			
「共仕」に示す諸基準に以下基準類を追加する。		「共仕」に示す諸基準に以下基準類を追加する。			
建設省 車両用防護柵標準仕様について		建設省 車両用防護柵標準仕様について		(平成 11 年 2 月)	
日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説		日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説		(平成 16 年 3 月)	
第3節 共通的工程種		第3節 共通的工程種			
特仕3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）		特仕3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）			
1. 実線で示した床掘		1. 実線で示した床掘			
設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。		設計図書に実線で示した床掘線は、指定したものである。受注者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。			
2. 点線・一点鎖線で明示又は明示のない床掘		2. 点線・一点鎖線で明示又は明示のない床掘			
設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。		設計図書に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。			
3. 土留工等が必要と判断される場合の措置		3. 土留工等が必要と判断される場合の措置			
受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。		受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、設計図書に関して監督職員と協議して施工するものとする。			
4. 埋戻し		4. 埋戻し			
構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。		構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。			
特仕3-2-3-5 縁石工		特仕3-2-3-5 縁石工			
1. 敷モルタル		1. 敷モルタル			
「共仕」第3編3-2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。		「共仕」第3編3-2-3-5縁石工の1項の敷モルタルは1：3（セメント：砂）の重量配合とする。			
2. アスカーブの適用規定		2. アスカーブの適用規定			
アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。		アスカーブの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。			
3. アスカーブの施工		3. アスカーブの施工			
アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定による。		アスカーブの施工にあたり、気温が5℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-6-7アスファルト舗装工の6項の規定による。			
特仕3-2-3-8 路側防護柵工		特仕3-2-3-8 路側防護柵工			
1. 建て込み		1. 建て込み			
受注者は、支柱の立て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		受注者は、支柱の立て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
2. 出来形確保対策		2. 出来形確保対策			
受注者は、設計図書で非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定の対象工事とされた場合は以下に基づき実施するものとする。		受注者は、設計図書で非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定の対象工事とされた場合は以下に基づき実施するものとする。			
(1)受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。		(1)受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。			
(2)受注者は、防護柵所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合は、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。		(2)受注者は、防護柵所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合は、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。			
①防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)（平成24年6月国土交 通省大臣官房技術調査課」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外		①防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)（平成24年6月国土交 通省大臣官房技術調査課」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外			

の場合 ②受注者が測定機器を調達できない場合 ③測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合 ④非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合 ⑤その他非破壊試験によって出来形確認ができない場合 (3)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。 (4)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全数本分撮影する。 ①支柱建て込み前の根入れ長測定状況 ②支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影 なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時までに監督職員に提出するものとする。 特仕3-2-3-9 区画線工 1. 仮区画線 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。 2. 修繕工事等における路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。 3. 既設区画線の消去 受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。 特仕3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 1. 使用セメント ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 異状の場合の措置 実測値に異状があった場合は、監督職員に報告し、適切な措置を講じなければならない。 3. PC鋼材工及び緊張工 受注者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編20.9（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時までに監督職員に提出するものとする。 4. グラウトの配合 グラウトの配合は表5-1とするが、受注者はコンクリート標準示方書施工編（土木学会）第12章及び規準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認するものとする。 ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。	の場合 ②受注者が測定機器を調達できない場合 ③測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合 ④非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合 ⑤その他非破壊試験によって出来形確認ができない場合 (3)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。 (4)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全数本分撮影する。 ①支柱建て込み前の根入れ長測定状況 ②支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影 なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に納品する。 特仕3-2-3-9 区画線工 1. 仮区画線 仮区画線については、供用期間が1ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とする。 2. 修繕工事等における路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画 修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。 3. 既設区画線の消去 受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。 特仕3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 1. 使用セメント ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 異状の場合の措置 実測値に異状があった場合は、監督職員に報告し、適切な措置を講じなければならない。 3. PC鋼材工及び緊張工 受注者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編20.9（PC鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。 4. グラウトの配合 グラウトの配合は表5-1とするが、受注者はコンクリート標準示方書施工編（土木学会）第12章及び規準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認するものとする。 ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。		
--	---	--	--

表3-5-1 グラウトの配合			
名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料1%o当り	1,305kg	587□	13kg

特仕3-2-3-17 根固めブロック工

1. **ブロックの製作**
受注者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。
なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **コンクリートの打設**
受注者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
3. **ブロックの据付**
受注者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕3-2-3-23 現場継手工

1. **現場継手工の施工**
受注者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。
2. **記録**
受注者は、「共仕」第3編 3-2-3-23 現場継手工 7. (1) で作成した記録は、工事完成時に**納品**する。

特仕3-2-3-24 伸縮装置工

1. **バックアップ材**
バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。
2. **漏水防止**
受注者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕3-2-3-31 現場塗装工

1. **鋼材の継手部等の処理**
受注者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
2. **下塗りの色彩**
下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
3. **中塗り・上塗りの色彩**
中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
4. **塗膜破損部の補修**
運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。
5. **塗膜厚検査**
受注者は、「共仕」第3編 3-2-3-23 現場塗装工 16. (1) で作成した記録は工事完成時に**納品**する。現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**する。

表3-5-1 グラウトの配合			
名 称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスGF1700同等品以上)
グラウト材料1%o当り	1,305kg	587□	13kg

特仕3-2-3-17 根固めブロック工

1. **ブロックの製作**
受注者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。
なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2. **コンクリートの打設**
受注者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
3. **ブロックの据付**
受注者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後3週間経過後とする。

特仕3-2-3-23 現場継手工

1. **現場継手工の施工**
受注者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。
2. **記録**
受注者は、「共仕」第3編 3-2-3-23 現場継手工 7. (1) で作成した記録は、工事完成時に**納品**する。

特仕3-2-3-24 伸縮装置工

1. **バックアップ材**
バックアップ材については、ミルシート**のみを工事完成時に納品**する。**なお、施工途中において監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。**
2. **漏水防止**
受注者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

特仕3-2-3-31 現場塗装工

1. **鋼材の継手部等の処理**
受注者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止するものとする。
2. **下塗りの色彩**
下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
3. **中塗り・上塗りの色彩**
中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
4. **塗膜破損部の補修**
運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。
5. **塗膜厚検査**
受注者は、「共仕」第3編 3-2-3-23 現場塗装工 16. (1) で作成した記録は工事完成時に**納品**する。現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、完成時に**納品**する。

特仕3-2-3-32 かごマット工 「共仕」第3編 3-2-3-32 については「提出」を「提示」に読み替えるものとする。 また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に納品するものとする。 なお、施工途中において監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 特仕3-2-3-34 簡易鋼製品の塗装 1. 簡易鋼製品の塗装 簡易鋼製品の塗装は、以下の仕様及び使用量とする。 下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/㎡以上 (JIS K 5623 1回塗) 上塗り…フタル酸樹脂 2 種 (120) g/㎡以上 (JIS K 5516 1回塗) なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。 2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、以下のとおりとする。 鋼板・形鋼等………… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量400g/㎡以上) ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 (〃 350g/㎡以上) 第4節 基礎工 特仕3-2-4-1 基礎工の材料 受注者は、設計図書に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン (RC-40) を使用しなければならない。 特仕3-2-4-2 土台基礎工 受注者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。 特仕3-2-4-3 基礎工 (護岸) 受注者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 特仕3-2-4-4 既製杭工 1. 中掘工法の先端処理 受注者は、設計図書に中掘工法 [グラウト注入による打止め] と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧 (社) 日本道路協会 H19. 1」の表 3. 3. 1 に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、施工にあたっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、速やかにセメントミルク (W/C = 60 ~ 70 %) を噴出 (低圧の場合 : 1N/㎡以上の圧、高圧の場合 : 15 ~ 20N/㎡以上の圧) し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。 2. セメントミルクの注入量及び注入方法 セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 3. 既製コンクリート杭の継手 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。 4. 中掘工法による掘削 受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は掘削速度を一定に保ってスパイラルオ	特仕3-2-3-32 かごマット工 「共仕」第3編 3-2-3-32 については「提出」を「提示」に読み替えるものとする。 また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとし、完成時に納品するものとする。 なお、施工途中において監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 特仕3-2-3-34 簡易鋼製品の塗装 1. 簡易鋼製品の塗装 簡易鋼製品の塗装は、以下の仕様及び使用量とする。 下塗り…鉛系錆止 170 (140) g/㎡以上 (JIS K 5623 1回塗) 上塗り…フタル酸樹脂 2 種 (120) g/㎡以上 (JIS K 5516 1回塗) なお、() 数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。 2. 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっき 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、以下のとおりとする。 鋼板・形鋼等………… JIS H 8641-2種 HDZ40 (付着量400g/㎡以上) ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種 HDZ35 (〃 350g/㎡以上) 第4節 基礎工 特仕3-2-4-1 基礎工の材料 受注者は、設計図書に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシュラン (RC-40) を使用しなければならない。 特仕3-2-4-2 土台基礎工 受注者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。 特仕3-2-4-3 基礎工 (護岸) 受注者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 特仕3-2-4-4 既製杭工 1. 中掘工法の先端処理 受注者は、設計図書に中掘工法 [グラウト注入による打止め] と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧 (社) 日本道路協会 H19. 1」の表 3. 3. 1 に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、施工にあたっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、速やかにセメントミルク (W/C = 60 ~ 70 %) を噴出 (低圧の場合 : 1N/㎡以上の圧、高圧の場合 : 15 ~ 20N/㎡以上の圧) し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。 2. セメントミルクの注入量及び注入方法 セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 3. 既製コンクリート杭の継手 既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。 4. 中掘工法による掘削 受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は掘削速度を一定に保ってスパイラルオ		
--	--	--	--

ーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。

また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 鋼管杭の現場継手

鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。

6. 溶接施工管理技術者

溶接施工管理技術者は、監理技術者が兼務できるものとする。

7. 欠陥の有無の確認

「共仕」第3編3-2-4-4既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確かめる**ものとする。

なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。

補修方法は、表3-2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表3-2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1／4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は

ーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。

また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

5. 鋼管杭の現場継手

鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。

6. 溶接施工管理技術者

溶接施工管理技術者は、監理技術者が兼務できるものとする。

7. 欠陥の有無の確認

「共仕」第3編3-2-4-4既製杭工の21項の（8）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確かめる**ものとする。

なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。

補修方法は、表3-2-2に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

表3-2-2 欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする
3	鋼材端面の層状われ	板厚の1／4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は

		行わないものとする。			行わないものとする。		
8. 建込み・溶接等の記録 受注者は、「共仕」第3編3-2-4-4第21項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。			8. 建込み・溶接等の記録 受注者は、「共仕」第3編3-2-4-4第21項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。				
特仕3-2-4-5 場所打杭工 1. 2 本目以降の施工 受注者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し 施工計画書 に記載しなければならない。 2. 場所打杭施工後の床掘 受注者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1編1-3-6-9養生第2項）が終了した後に行わなければならない。			特仕3-2-4-5 場所打杭工 1. 2 本目以降の施工 受注者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し 施工計画書 に記載しなければならない。 2. 場所打杭施工後の床掘 受注者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第1編1-3-6-9養生第2項）が終了した後に行わなければならない。				
特仕3-2-4-6 深礎工 1. 掘削 受注者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。 2. ライナープレートの処理 受注者は、ライナープレートを撤去しない埋設型枠とする場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。 3. グラウトモルタルの示方配合 グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表3-2-3を標準とする。			特仕3-2-4-6 深礎工 1. 掘削 受注者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。 2. ライナープレートの処理 受注者は、ライナープレートを撤去しない埋設型枠とする場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。 3. グラウトモルタルの示方配合 グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表3-2-3を標準とする。				
表3-2-3 グラウトモルタルの配合比			表3-2-3 グラウトモルタルの配合比				
セメントkg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）	セメントkg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）
200以上 高炉B	1:4～6	0.8	(25±5)	200以上 高炉B	1:4～6	0.8	(25±5)
4. グラウト量 受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と 協議 するものとする。			4. グラウト量 受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と 協議 するものとする。				
特仕3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 受注者は、「共仕」第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。			特仕3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 受注者は、「共仕」第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工第11項（7）及び（8）の当該記録を整備および保管し、完成時に 納品 するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。				
第5節 石・ブロック積（張）工 特仕3-2-5-1 一般事項 1. 裏込材料 受注者は、裏込材に 設計図書 に明示された材料を使用しなければならない。 2. 水抜き孔 受注者は、水抜き孔の施工にあったては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 3. 伸縮目地			第5節 石・ブロック積（張）工 特仕3-2-5-1 一般事項 1. 裏込材料 受注者は、裏込材に 設計図書 に明示された材料を使用しなければならない。 2. 水抜き孔 受注者は、水抜き孔の施工にあったては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 3. 伸縮目地				

受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕 3-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕3-2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図 2-1 による。

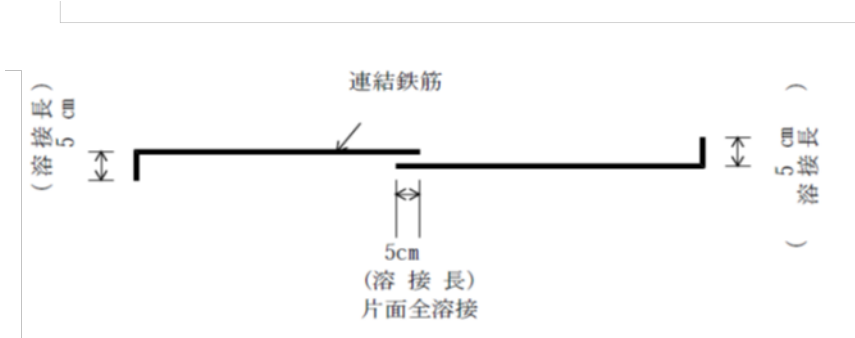


図3-2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

第 6 節 一般舗装工

特仕3-2-6-1 一般事項

1. 路肩舗装

路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

2. マウントアップ歩道

受注者は、マウントアップ歩道の摺付を 5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は 8%以下とする。

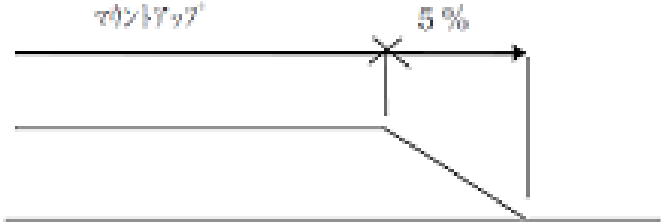


図3-2-2マウントアップ歩道の据付

特仕3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

1. 粒状路盤材

受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕 3-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕3-2-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図 2-1 による。

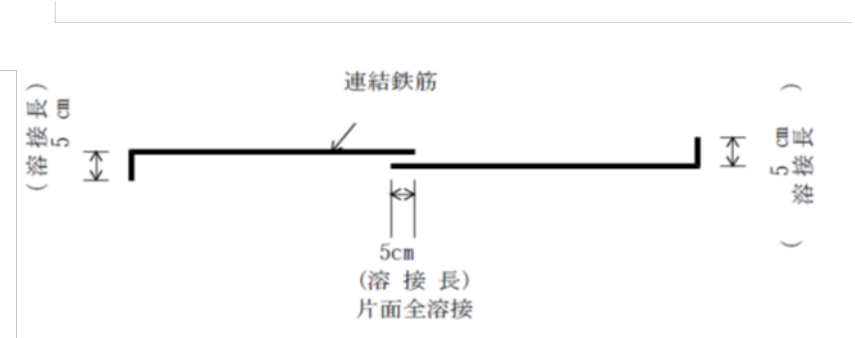


図3-2-1 コンクリートブロックの鉄筋継手

第 6 節 一般舗装工

特仕3-2-6-1 一般事項

1. 路肩舗装

路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

2. マウントアップ歩道

受注者は、マウントアップ歩道の摺付を 5%以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は 8%以下とする。

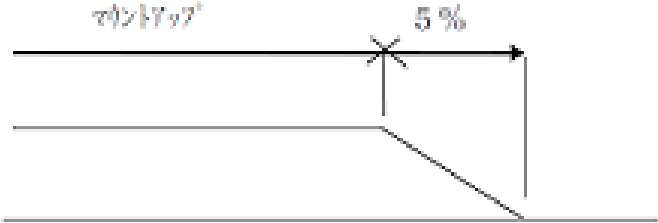


図3-2-2マウントアップ歩道の据付

特仕3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

1. 粒状路盤材

受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。

2. アスファルト混合物

受注者は、「共仕」第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、 基準試験、試験練り等に代えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40 mm以下とし標準粒度範囲は表 3-2-4 とする。

表3-2-4 骨材の標準粒度範囲

工法 ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通過百分率 (%)	53 mm	100	
	37. 5mm	95～100	
	19. 0mm	50～100	
	2. 36mm	20～60	
	75 μ m	0～15	2～20

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表3-2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表3-2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425 μ m ふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下	6～18
修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20 以上(上層路盤) 10 以上(下層路盤)	20 以上(上層路盤) 10 以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 小規模工事の試験成績書

「共仕」第 3 編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の 6 項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が 100 m³以下をいう。

6. 小規模工事の労材試験

「共仕」第 3 編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料第 7 項における小規模工事とは、合材量が 100 t 以下をいう。

7. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は 40 mm以下とし、標準粒度範囲は表 3-2-6 とする。

~~受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。~~

1. アスファルト混合物

受注者は、「共仕」第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、 基準試験、試験練り等に代えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。

2. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40 mm以下とし標準粒度範囲は表 3-2-4 とする。

表3-2-4 骨材の標準粒度範囲

工法 ふるい目		セメント安定処理	石灰安定処理
通過百分率 (%)	53 mm	100	
	37. 5mm	95～100	
	19. 0mm	50～100	
	2. 36mm	20～60	
	75 μ m	0～15	2～20

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表3-2-5に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表3-2-5 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425 μ m ふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下	6～18
修正 CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20 以上(上層路盤) 10 以上(下層路盤)	20 以上(上層路盤) 10 以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

4. 小規模工事の試験成績書

「共仕」第 3 編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の 6 項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が 100 m³以下をいう。

5. 小規模工事の労材試験

「共仕」第 3 編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料第 7 項における小規模工事とは、合材量が 100 t 以下をいう。

6. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は 40 mm以下とし、標準粒度範囲は表 3-2-6 とする。

表3-2-6 骨材の標準粒度範囲		
工法 ふるい目		加熱アスファルト安定処
通過百分率 (%)	53 mm	100
	37.5mm	95～100
	19.0mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75 μm	0～10

8. 安定処理に使用する骨材の規格

安定処理に使用する骨材は、表 3-2-7 に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表 3-2-7 骨材の品質規格

	試験方法	規格
425 μm ふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

9. 加熱アスファルト安定処理路盤材

加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は 3.5～4.5%とする。

10. 混合物の種類とアスファルト量

示方アスファルト量と「共仕」第 3 編 3-2-6-5 アスファルト舗装工の 5 項の(5)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表 3-2-8 の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表3-2-6 骨材の標準粒度範囲		
工法 ふるい目		加熱アスファルト安定処
通過百分率 (%)	53 mm	100
	37.5mm	95～100
	19.0mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75 μm	0～10

7. 安定処理に使用する骨材の規格

安定処理に使用する骨材は、表 3-2-7 に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表 3-2-7 骨材の品質規格

	試験方法	規格
425 μm ふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9 以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

8. 加熱アスファルト安定処理路盤材

加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は 3.5～4.5%とする。

9. 混合物の種類とアスファルト量

示方アスファルト量と「共仕」第 3 編 3-2-6-5 アスファルト舗装工の 5 項の(5)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表 3-2-8 の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表3-2-8 混合物の種類とアスファルト量												
混 合 物 の 種 類	瀝 青 安 定 処 理	①混 粗 合 物 粒 物 度 ア ス フ ア ル ト	②密 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト		③細 粒 度 ア ス フ ア ル ト 混 合 物	④密 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑤密 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト		⑥細 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑦細 流 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト	⑧密 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑨開 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト
			20	13			(20F)	(13F)				
最大寸 法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファ ルト量 (%)	3.5 ～ 4.5	4.5 ～ 5.5	5.0 ～ 6.0	5.2 ～ 6.2	6.0 ～ 8.0	4.5 ～ 6.5	5.0 ～ 7.0	5.5 ～ 6.5	6.0 ～ 8.0	7.5 ～ 9.5	5.5 ～ 7.5	3.5 ～ 5.5

特仕 3-2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第 3 編特仕 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕3-2-6-7 アスファルト舗装工

1. アスファルト舗装工の施工

受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。

2. 路盤の仕上り厚が2層以上になる場合の施工

受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。

3. 粒状路盤におけるタンパ・振動ローラ等による締固め

受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm以下となるようまき出さなければならない。

4. 上層路盤の安定処理

上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

5. 養生

受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

6. 敷ならし

受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施

表3-2-8 混合物の種類とアスファルト量												
混 合 物 の 種 類	瀝 青 安 定 処 理	①混 粗 合 物 粒 物 度 ア ス フ ア ル ト	②密 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト		③細 粒 度 ア ス フ ア ル ト 混 合 物	④密 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑤密 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト		⑥細 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑦細 流 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト	⑧密 粒 度 ギ ャ ッ プ 混 合 物	⑨開 粒 度 混 合 物 ア ス フ ア ル ト
			20	13			(20F)	(13F)				
最大寸 法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファ ルト量 (%)	3.5 ～ 4.5	4.5 ～ 5.5	5.0 ～ 6.0	5.2 ～ 6.2	6.0 ～ 8.0	4.5 ～ 6.5	5.0 ～ 7.0	5.5 ～ 6.5	6.0 ～ 8.0	7.5 ～ 9.5	5.5 ～ 7.5	3.5 ～ 5.5

特仕 3-2-6-4 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第 3 編特仕 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕3-2-6-7 アスファルト舗装工

1. アスファルト舗装工の施工

受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。

2. 路盤の仕上り厚が2層以上になる場合の施工

受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。

3. 粒状路盤におけるタンパ・振動ローラ等による締固め

受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm以下となるようまき出さなければならない。

4. 上層路盤の安定処理

上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

5. 養生

受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

6. 敷ならし

受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施

工しなければならない。

受注者は、やむを得ず 5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. プライムコート・タックコート

プライムコートの使用量は1.2ℓ／㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ／㎡とする。

特仕 3-2-6-12 コンクリート舗装工

上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕 3-2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

特仕 3-2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工

ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

2. インターロッキングブロックの規格

インターロッキングブロックの規格は表 3-2-9 のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員の要請があった場合は速やかに**提示**するとともに、検査時までには監督職員に**提出**するものとする。

表3-2-9 インターロッキングブロックの規格

強 度	種 類		記 号	曲げ強度	透水係数
	普通インター ロッキング ブロック		N-1	4.9N/mm ²	1×10 ⁻² cm/sec
			N-2	以上	
	透水性インター ロッキング ブロック		P-1	2.9N/mm ²	
			P-2	以上	
	植生用インター ロッキング ブロック		G-1	3.9N/mm ²	
G-2			以上		
厚さ	普通、植生用インター ロッキングブロック			±3mm	
	透水性インター ロッキングブロック			+5、-1mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック			±3mm	

注 1) 1：一層型インターロッキングブロック
2：二層型インターロッキングブロック

注 2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによ

工しなければならない。

受注者は、やむを得ず 5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。

7. プライムコート・タックコート

プライムコートの使用量は1.2ℓ／㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ／㎡とする。

特仕 3-2-6-12 コンクリート舗装工

上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。

特仕 3-2-6-13 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第3編特仕 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

特仕 3-2-6-14 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工

ブロック舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。

2. インターロッキングブロックの規格

インターロッキングブロックの規格は表 3-2-9 のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員の要請があった場合は速やかに**提示**するとともに、検査時までには監督職員に**提出**するものとする。

表3-2-9 インターロッキングブロックの規格

強 度	種 類		記 号	曲げ強度	透水係数
	普通インター ロッキング ブロック		N-1	4.9N/mm ² 以上	1×10 ⁻² cm/sec
			N-2		
	透水性インター ロッキング ブロック		P-1	2.9N/mm ² 以上	
			P-2		
	植生用インター ロッキング ブロック		G-1	3.9N/mm ² 以上	
		G-2			
厚さ	普通、植生用インター ロッキングブロック			±3mm	
	透水性インター ロッキングブロック			+5、-1mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック			±3mm	

注 1) 1：一層型インターロッキングブロック
2：二層型インターロッキングブロック

注 2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによ

る圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。 3. ブロックの色彩・パターン 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 特仕3-2-6-15 路面切削工 1. 路面切削工 受注者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 2. 現地測量による方法 (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点(全体18点)とする。 (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。 (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。 特仕3-2-6-16 舗装打換え工 1. 舗装打換え 受注者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカットで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。 2. 路盤の入替 受注者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。 3. 仕上り厚さ 受注者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。 4. 締固め 受注者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。 特仕3-2-6-18 アスファルト舗装補修工 1. 欠損部の補修材 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 2. 欠損部の補修 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを実施し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。 3. 目地材の充填 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 4. パッチング 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に提出しなければならない。 特仕3-2-6-19 コンクリート舗装補修工 1. 注入孔	る圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。 3. ブロックの色彩・パターン 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 特仕3-2-6-15 路面切削工 1. 路面切削工 受注者は、施工前に本条2項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 なお、平均厚さに±5mm以上の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員に協議するものとする。 2. 現地測量による方法 (1) 横断方向の測定箇所は2車線道路で9点、4車線道路で片側9点(全体18点)とする。 (2) 平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。 (3) 切削深さの管理は、2車線道路で5点法、4車線道路で9点法により行わなければならない。 特仕3-2-6-16 舗装打換え工 1. 舗装打換え 受注者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカットで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。 2. 路盤の入替 受注者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。 3. 仕上り厚さ 受注者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。 4. 締固め 受注者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。 特仕3-2-6-18 アスファルト舗装補修工 1. 欠損部の補修材 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 2. 欠損部の補修 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを実施し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。 3. 目地材の充填 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 4. パッチング 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に提出しなければならない。 特仕3-2-6-19 コンクリート舗装補修工 1. 注入孔	
--	--	--

コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。受注者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 計測装置・計画方法 受注者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。 3. 目地材の充填 受注者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 4. 沈下量の測定 受注者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が 0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。 なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。 また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告するものとする。 第7節 地盤改良工 特仕3-2-7-3 置換工 受注者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 特仕3-2-7-9 固結工 1. 施工計画 受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画書を監督職員に提出するものとする。 2. 薬液注入の採用 受注者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。 3. 地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置 受注者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。 4. 水質の監視 受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 特仕3-2-8-1 一般事項 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。 第 10 節 仮設工 特仕3-2-10-5 土留・仮締切工 土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕1-2-3-3盛土工の4項の規定による。	コンクリート版における注入孔は、4㎡に1ヶ所、孔径は50mm程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。受注者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 計測装置・計画方法 受注者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。 3. 目地材の充填 受注者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 4. 沈下量の測定 受注者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版1枚につき1点とする。注入後の測定値が 0.4mm以上の場合は、再注入を行わなければならない。 なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。 また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告するものとする。 第7節 地盤改良工 特仕3-2-7-3 置換工 受注者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 特仕3-2-7-9 固結工 1. 施工計画 受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画書を監督職員に提出するものとする。 2. 薬液注入の採用 受注者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。 3. 地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置 受注者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。 4. 水質の監視 受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 特仕3-2-8-1 一般事項 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。 第 10 節 仮設工 特仕3-2-10-5 土留・仮締切工 土の締め固めについては、「特仕」第1編特仕1-2-3-3盛土工の4項の規定による。		
--	--	--	--

特仕3-2-10-16 トンネル仮設備工 1. トンネル用濁水処理設備 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編 3-2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 2. 粉じん対策 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 3. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 4. 粉じん対策設備 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 5. 呼吸用保護具 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 特仕3-2-12-2 材料 1. 鋼板 受注者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に提出するものとする。 2. 機械試験 受注者は、設計図書で機械試験を行うこととされた場合、試験する箇所を監督職員に確認を受けるものとする。また、機械試験について、JIS の試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。 3. 支承・排水桷・高力ボルト 受注者は、支承、排水桷、高力ボルト（JIS 規格品を除く）について、使用材料の機械試験成績表やミルシートなど品質を証明する資料及び施工管理写真を監督職員に提出するものとする。 4. 塗料 塗料については、「特仕」第2編特仕2-2-11-1一般事項の規定による。 特仕3-2-12-3 桁製作工 1. 仮組立て検査 受注者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。 1) 直接仮組立て検査を実施する場合 受注者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレー	特仕3-2-10-16 トンネル仮設備工 1. トンネル用濁水処理設備 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」第3編 3-2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 2. 粉じん対策 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 3. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 4. 粉じん対策設備 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 5. 呼吸用保護具 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 特仕3-2-12-2 材料 1. 鋼板 受注者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に提出するものとする。 2. 機械試験 受注者は、設計図書で機械試験を行うこととされた場合、試験する箇所を監督職員に確認を受けるものとする。また、機械試験について、JIS の試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。 3. 支承・排水桷・高力ボルト 受注者は、支承、排水桷、高力ボルト（JIS 規格品を除く）について、使用材料の機械試験成績表やミルシートなど品質を証明する資料及び施工管理写真を監督職員に提出するものとする。 4. 塗料 塗料については、「特仕」第2編特仕2-2-11-1一般事項の規定による。 特仕3-2-12-3 桁製作工 1. 仮組立て検査 受注者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。 1) 直接仮組立て検査を実施する場合 受注者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレー		
---	---	--	--

シオン仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合 受注者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。 なお、仮組立て検査を実施しない場合は、「土木工事施工管理基準」出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁架設工により管理するものとする。 3) 段階確認 (1) 直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。 また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に代えることができるものとする。 (2) 仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。 (3) 上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査や中間技術検査と同時に行うことができるものとする。 2. 溶接施工 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編3-2-12-3桁製作工（3）①の1）から8）の事項を施工計画書に記載した上で施工しなければならない。	シオン仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 仮組立て検査を簡略化（省略）する場合 受注者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。 なお、仮組立て検査を実施しない場合は、「土木工事施工管理基準」出来形管理基準及び規格値第3編2章第12節3-2桁製作工及び第3編第2章第13節1条橋梁架設工により管理するものとする。 3) 段階確認 (1) 直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。 また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に代えることができるものとする。 (2) 仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。 (3) 上記（1）、（2）の段階確認は、既済部分検査や中間技術検査と同時に行うことができるものとする。 2. 溶接施工 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、「共仕」第3編3-2-12-3桁製作工（3）①の1）から8）の事項を施工計画書に記載した上で施工しなければならない。		
第13節 橋梁架設工 特仕3-2-13-2 地組工 1. 仮置き中の部材の損傷等の処置 仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 2. 組立て中の部材の損傷の処置 組立て中に損傷があった場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 3. 本締め 本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に連絡するものとする。 特仕3-2-13-3 架設工（クレーン架設） 1. ベント 受注者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 特仕3-2-13-6 架設工（架設桁架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-7 架設工（送出し架設）	第13節 橋梁架設工 特仕3-2-13-2 地組工 1. 仮置き中の部材の損傷等の処置 仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 2. 組立て中の部材の損傷の処置 組立て中に損傷があった場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 3. 本締め 本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に連絡するものとする。 特仕3-2-13-3 架設工（クレーン架設） 1. ベント 受注者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 2. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 特仕3-2-13-6 架設工（架設桁架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 特仕3-2-13-7 架設工（送出し架設）		

桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。 特仕3-2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 第14節 法面工（共通） 特仕3-2-14-2 植 生 工 1. 市松芝張 市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。 2. 種子帯 受注者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。 特仕3-2-14-3 吹付工 1. 吹付モルタルの配合 コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表3-2-1とする。 表3-2-1 吹付モルタルの配合比 <table><tr><td></td><td>W/C</td><td>C：S：G</td><td>C：S</td></tr><tr><td>コンクリート吹付</td><td>45～55%</td><td>1：4：1</td><td></td></tr><tr><td>モルタル吹付</td><td>45～55%</td><td></td><td>1：4</td></tr></table> 注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編2-2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。 2. 吹付工法 吹付工法は湿式とする。 3. 既設モルタル吹付の更新 受注者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。 4. 設計厚の確保 受注者は、吹付作業に先立ち 20 m²に 1 ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。 5. ラス張アンカー鉄筋・補強アンカー鉄筋 受注者は、ラス張アンカー鉄筋（φ16mm×400mm）については、100 m²当り 30 本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ9mm×200mm）は、100 m²当り 150 本の割で設置しなければならない。 6. ラウンディング 受注者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング（R＝1m程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。 7. 水抜きパイプ 受注者は、3 m²に 1 ヶ所の割合で水抜きパイプ（VPφ50mm）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。 8. 規定準拠		W/C	C：S：G	C：S	コンクリート吹付	45～55%	1：4：1		モルタル吹付	45～55%		1：4	桁架設の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。 特仕3-2-13-8 架設工（トラベラークレーン架設） 受注者は、現道上における架設については、設計図書による。 第14節 法面工（共通） 特仕3-2-14-2 植 生 工 1. 市松芝張 市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。 2. 種子帯 受注者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋込まなければならない。 特仕3-2-14-3 吹付工 1. 吹付モルタルの配合 コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表3-2-1とする。 表3-2-1 吹付モルタルの配合比 <table><tr><td></td><td>W/C</td><td>C：S：G</td><td>C：S</td></tr><tr><td>コンクリート吹付</td><td>45～55%</td><td>1：4：1</td><td></td></tr><tr><td>モルタル吹付</td><td>45～55%</td><td></td><td>1：4</td></tr></table> 注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編2-2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。 2. 吹付工法 吹付工法は湿式とする。 3. 既設モルタル吹付の更新 受注者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。 4. 設計厚の確保 受注者は、吹付作業に先立ち 20 m²に 1 ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。 5. ラス張アンカー鉄筋・補強アンカー鉄筋 受注者は、ラス張アンカー鉄筋（φ16mm×400mm）については、100 m²当り 30 本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ9mm×200mm）は、100 m²当り 150 本の割で設置しなければならない。 6. ラウンディング 受注者は、吹付けのり面天端付近にラウンディング（R＝1m程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。 7. 水抜きパイプ 受注者は、3 m²に 1 ヶ所の割合で水抜きパイプ（VPφ50mm）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。 8. 規定準拠		W/C	C：S：G	C：S	コンクリート吹付	45～55%	1：4：1		モルタル吹付	45～55%		1：4		
	W/C	C：S：G	C：S																								
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1																									
モルタル吹付	45～55%		1：4																								
	W/C	C：S：G	C：S																								
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1																									
モルタル吹付	45～55%		1：4																								

受注者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～7 項の規定に準拠しなければならない。 特仕3-2-14-4 法枠工 1. 凹凸の処理 受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。 2. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。 3. 中詰めの施工 受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針 5.1 プレキャスト枠工の施工 (3) 中詰め」に準じなければならない。 また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。 4. 水抜き管の組立て 受注者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。 5. モルタル又はコンクリートの配合 受注者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ を満足する 6. 枠の吹付け 受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。 7. 吹付継手 受注者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。 8. 吹付けの施工 受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。	受注者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条 2 項～7 項の規定に準拠しなければならない。 特仕3-2-14-4 法枠工 1. 凹凸の処理 受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。 2. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあつては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。 3. 中詰めの施工 受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針 5.1 プレキャスト枠工の施工 (3) 中詰め」に準じなければならない。 また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。 4. 水抜き管の組立て 受注者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。 5. モルタル又はコンクリートの配合 受注者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ を満足する 6. 枠の吹付け 受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。 7. 吹付継手 受注者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。 8. 吹付けの施工 受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。		
第 16 節 浚渫工（共通）	第 16 節 浚渫工（共通）		
特仕 3-2-16-3 浚渫船運転工 受注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、速やかに監督職員に連絡のうえ、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	特仕 3-2-16-3 浚渫船運転工 受注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、速やかに監督職員に連絡のうえ、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
第 17 節 植栽維持工	第 17 節 植栽維持工		
特仕 3-2-17-3 樹木・芝生管理工 1. 剪定 受注者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。 2. 枝の除去方法 受注者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。 3. 剪定の順 受注者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・	特仕 3-2-17-3 樹木・芝生管理工 1. 剪定 受注者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。 2. 枝の除去方法 受注者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。 3. 剪定の順 受注者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・		

胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。 4. 新生枝の取り扱い 受注者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。 5. 枝のこぶの除去 受注者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。 6. 剪定作業 剪定作業は、表3-15-6の種類とする。 表3-15-6 剪定作業の種類（高木） <table><tr><th>区 分</th><th>目通り周（cm）</th></tr><tr><td>剪 定 A</td><td>30未満</td></tr><tr><td>剪 定 B</td><td>30～60未満</td></tr><tr><td>剪 定 C</td><td>60～90未満</td></tr><tr><td>剪 定 D</td><td>90～120未満</td></tr></table> 7. 夏期剪定 受注者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。 8. 冬期剪定 受注者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるよう剪定しなければならない。 9. 刈り込みの形 受注者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイズカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・デンチョウゲ・トベラ等は半球形状）になるように行わなければならない。 10. 低木が連続して植え込んである場合の刈り込み 受注者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。 11. 人力による芝刈り 受注者は、人力による芝刈りにあたっては、地上高 1 cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 12. 機械による芝刈り 受注者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高 1 cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 13. 人力よる抜根 受注者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所で、雑草を引き抜かなければならない。 14. 架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接する枝の剪定 受注者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に報告するものとする。 15. 街路樹の補植 受注者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、設計図書に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	区 分	目通り周（cm）	剪 定 A	30未満	剪 定 B	30～60未満	剪 定 C	60～90未満	剪 定 D	90～120未満	胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。 4. 新生枝の取り扱い 受注者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。 5. 枝のこぶの除去 受注者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。 6. 剪定作業 剪定作業は、表3-15-6の種類とする。 表3-15-6 剪定作業の種類（高木） <table><tr><th>区 分</th><th>目通り周（cm）</th></tr><tr><td>剪 定 A</td><td>30未満</td></tr><tr><td>剪 定 B</td><td>30～60未満</td></tr><tr><td>剪 定 C</td><td>60～90未満</td></tr><tr><td>剪 定 D</td><td>90～120未満</td></tr></table> 7. 夏期剪定 受注者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。 8. 冬期剪定 受注者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるよう剪定しなければならない。 9. 刈り込みの形 受注者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイズカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・デンチョウゲ・トベラ等は半球形状）になるように行わなければならない。 10. 低木が連続して植え込んである場合の刈り込み 受注者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。 11. 人力による芝刈り 受注者は、人力による芝刈りにあたっては、地上高 1 cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 12. 機械による芝刈り 受注者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高 1 cm程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 13. 人力よる抜根 受注者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所で、雑草を引き抜かなければならない。 14. 架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接する枝の剪定 受注者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝は、監督職員に連絡しなければならない。 15. 街路樹の補植 受注者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、設計図書に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	区 分	目通り周（cm）	剪 定 A	30未満	剪 定 B	30～60未満	剪 定 C	60～90未満	剪 定 D	90～120未満		
区 分	目通り周（cm）																						
剪 定 A	30未満																						
剪 定 B	30～60未満																						
剪 定 C	60～90未満																						
剪 定 D	90～120未満																						
区 分	目通り周（cm）																						
剪 定 A	30未満																						
剪 定 B	30～60未満																						
剪 定 C	60～90未満																						
剪 定 D	90～120未満																						

16. 支柱の取換え

受注者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。

17. 支柱の取り除き

受注者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。

18. 追肥

受注者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。

肥料の種類・使用量等は**設計図書**による。

19. 雨水等対策

受注者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。

20. 施肥

施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。

21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等

肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**による。

22. 薬剤散布

受注者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。

23. 薬剤の種類・作業時間等

薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**による。

24. 街路樹等の応急維持

(1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表 3-15-7 とする。

表3-15-7 街路樹等の応急維持班の構成

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

構成	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応急維持 A	－	1	1	1	作業車	
応急維持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

第18節 床版工

特仕 3-2-18-2 床版工

1. 打設計画

受注者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について**施工計画書**へ記載する。

2. ポンプ車の使用

受注者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。

また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからな

16. 支柱の取換え

受注者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。

17. 支柱の取り除き

受注者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。

18. 追肥

受注者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。

肥料の種類・使用量等は**設計図書**による。

19. 雨水等対策

受注者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。

20. 施肥

施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。

21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等

肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**による。

22. 薬剤散布

受注者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。

23. 薬剤の種類・作業時間等

薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**による。

24. 街路樹等の応急維持

(1) 街路樹等の応急維持班の構成は、表 3-15-7 とする。

表3-15-7 街路樹等の応急維持班の構成

(2) 街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

(3) 街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

構成	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車 種	摘 要
応急維持 A	－	1	1	1	作業車	
応急維持 B	1	4	2	2	作 業 車 ライトバン	

第18節 床版工

特仕 3-2-18-2 床版工

1. 打設計画

受注者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について**施工計画書**へ記載する。

2. ポンプ車の使用

受注者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。

また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからな

- 30 -

いように、足場等を設けて施工することとする。 3. 空隙の処理 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。 なお、モルタルの配合は、「特仕」第 10 編特仕 10-4-5-10 支承工の規定によらなければならない。 4. 現場溶接 受注者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	いように、足場等を設けて施工することとする。 3. 空隙の処理 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。 なお、モルタルの配合は、「特仕」第 10 編特仕 10-4-5-10 支承工の規定によらなければならない。 4. 現場溶接 受注者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。		
--	--	--	--

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 8年度一部改訂版)		(新) 土木工事特記仕様書改訂(案) (H 2 9年度版)	区分	改定理由
第8編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤 第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 第3節 工場製作工 特仕8-1-3-1 一般事項 受注者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 第6節 法面工 特仕8-1-6-2 植生工 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-2植生工の規定による。 特仕8-1-6-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-3吹付工の規定による。 特仕8-1-6-4 法枠工 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-4法枠工の規定による。 第8節 コンクリート堰堤工 特仕8-1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 2. 工事現場内の床掘等 受注者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 3. 河床面の仕上げ 受注者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、設計図書において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 4. 基礎地盤検査 基礎地盤検査の対象は、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打		第8編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤 第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 第3節 工場製作工 特仕8-1-3-1 一般事項 受注者は、製作に着手する前に、施工計画書へ、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 第6節 法面工 特仕8-1-6-2 植生工 植生工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-2植生工の規定による。 特仕8-1-6-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-3吹付工の規定による。 特仕8-1-6-4 法枠工 法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-4法枠工の規定による。 第8節 コンクリート堰堤工 特仕8-1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 2. 工事現場内の床掘等 受注者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 3. 河床面の仕上げ 受注者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、設計図書において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 4. 基礎地盤検査		

設前10日以内とし、発注者が通知する。 5. 地質・岩盤線の変化 受注者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、速やかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。 6. 下流岩盤の掘削 受注者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。 特仕8-1-8-3 埋戻し工 受注者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 特仕8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。 特仕8-1-8-5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 特仕8-1-8-6 コンクリート側壁工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 2. 排水孔の適用規定 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕1-3-6-7の4項による。 また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。 3. 施工目地 コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。 特仕8-1-8-7 間詰工 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。 また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。 ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。 特仕8-1-8-9 残存型枠（砂防工） 1. 種別及び名称 (1) 残存型枠（外壁兼用型） コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において、コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の外壁として活用される型枠をいう。 (2) 残存型枠（構造物一体型）	基礎地盤検査の対象は、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が通知する。 5. 地質・岩盤線の変化 受注者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、速やかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。 6. 下流岩盤の掘削 受注者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。 特仕8-1-8-3 埋戻し工 受注者は、「共仕」8-1-8-3 2.埋戻しで規定する埋戻しをコンクリート以外とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 特仕8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。 特仕8-1-8-5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 特仕8-1-8-6 コンクリート側壁工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 2. 排水孔の適用規定 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕1-3-6-7の4項による。 また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。 3. 施工目地 コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。 特仕8-1-8-7 間詰工 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。 また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。 ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。 特仕8-1-8-9 残存型枠（砂防工） 1. 種別及び名称 (1) 残存型枠（外壁兼用型） コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合において、コンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の外壁として活用される型枠をいう。
---	--

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合においてコンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の一部として活用される型枠をいう。

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

- 1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- 2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、以下のとおりとする。
 - ① 残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
 - ② 残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表8-1-1に従って品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

表8-1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項 目	内 容	摘 要
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第8編8-1-8-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理また は防錆対策が施されているもの。	品質規格 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置の型枠の縁を切らなければならない。
また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

3. 残存型枠（構造物一体型）工

残存型枠（構造物一体型）工については設計図書による。

(2) 残存型枠（構造物一体型）

コンクリート構造物を型枠工法により施工する場合においてコンクリート打設後取り外しをしないでコンクリート構造物の一部として活用される型枠をいう。

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

- 1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- 2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、以下のとおりとする。
 - ① 残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
 - ② 残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表8-1-1に従って品質規格証明書等を**整備、保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければなら**

表8-1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項 目	内 容	摘 要
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第8編8-1-8-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理また は防錆対策が施されているもの。	品質規格 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置の型枠の縁を切らなければならない。
また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

3. 残存型枠（構造物一体型）工

残存型枠（構造物一体型）工については設計図書による。

。

第9節 鋼製堰堤工

特仕8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-6コンクリート側壁工の規定による。

特仕8-1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-7間詰工の規定による。

第10節 護床工・根固め工

特仕8-1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。

特仕8-1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

特仕8-1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕6-1-12-2境界工の規定による。

特仕8-1-11-5 銘板工

銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。

第12節 付帯道路工

特仕8-1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

第9節 鋼製堰堤工

特仕8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-6コンクリート側壁工の規定による。

特仕8-1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-7間詰工の規定による。

第10節 護床工・根固め工

特仕8-1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。

特仕8-1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

特仕8-1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕6-1-12-2境界工の規定による。

特仕8-1-11-5 銘板工

銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。

第12節 付帯道路工

特仕8-1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

第5節 床固め工

特仕 8-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-2-5-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

特仕8-2-5-5 垂直壁工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

特仕8-2-5-6 側壁工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-6コンクリート側壁工の規定による。

第6節 根固め・水制工

特仕8-2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

第7節 流路付属物設置工

特仕8-2-7-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕6-1-12-2境界工の規定による。

特仕8-2-7-5 銘板工

銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。
なお、銘板の大きさは、図8-2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

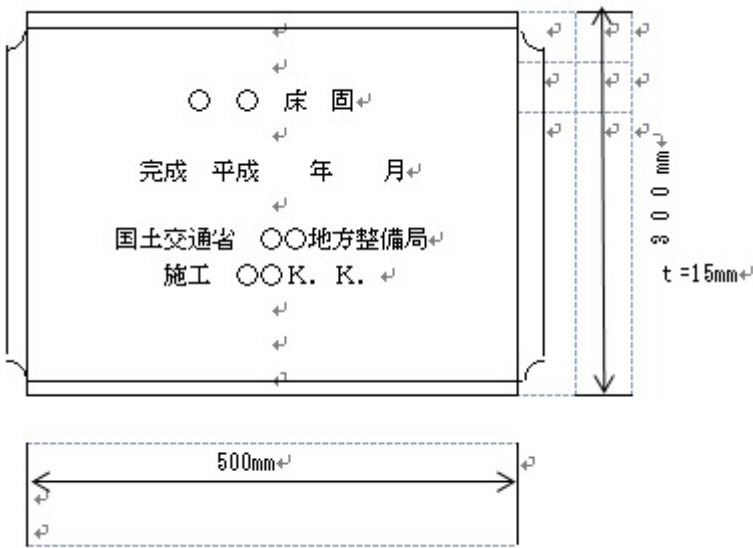


図8-2-1

第5節 床固め工

特仕 8-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

特仕8-2-5-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-3埋戻し工の規定による。

特仕8-2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

特仕8-2-5-5 垂直壁工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

特仕8-2-5-6 側壁工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕8-1-8-6コンクリート側壁工の規定による。

第6節 根固め・水制工

特仕8-2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。

第7節 流路付属物設置工

特仕8-2-7-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕6-1-12-2境界工の規定による。

特仕8-2-7-5 銘板工

銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。
なお、銘板の大きさは、図8-2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

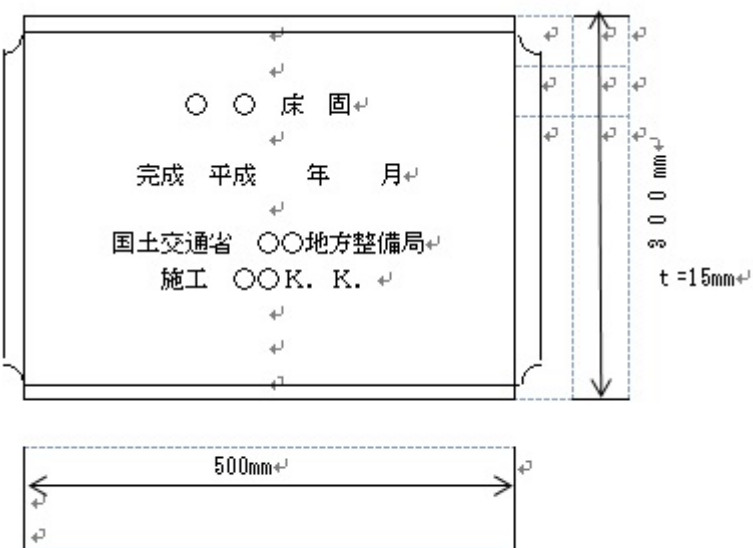


図8-2-1

第3章 斜面对策		第3章 斜面对策			
第1節 適用		第1節 適用			
砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。		砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。			
第4節 法面工		第4節 法面工			
特仕8-3-4-2 植生工		特仕8-3-4-2 植生工			
植生工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-2植生工の規定による。		植生工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-2植生工の規定による。			
特仕8-3-4-3 吹付工		特仕8-3-4-3 吹付工			
吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-3吹付工の規定による。		吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-3吹付工の規定による。			
特仕8-3-4-4 法枠工		特仕8-3-4-4 法枠工			
法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-4法枠工の規定による。		法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-14-4法枠工の規定による。			
第5節 擁壁工		第5節 擁壁工			
特仕8-3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）		特仕8-3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）			
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。		作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。			
特仕8-3-5-3 既製杭工		特仕8-3-5-3 既製杭工			
既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。		既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。			
特仕8-3-5-4 場所打擁壁工		特仕8-3-5-4 場所打擁壁工			
現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。		現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。			
第6節 山腹水路工		第6節 山腹水路工			
特仕8-3-6-1 一般事項		特仕8-3-6-1 一般事項			
受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、 設計図書 に関して必要に応じて監督職員と 協議 しなければならない。		受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、 設計図書 に関して必要に応じて監督職員と 協議 しなければならない。			
ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に 連絡 しなければならない。		ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に 連絡 しなければならない。			
特仕8-3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）		特仕8-3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）			
作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。		作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。			

第7節 地下水排除工 特仕8-3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 第8節 地下水遮断工 特仕8-3-8-2作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 特仕8-3-8-3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第9節 抑止杭工 特仕8-3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 特仕8-3-9-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。 特仕8-3-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-5場所打杭工の規定による。 特仕8-3-9-5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-6深礎工の規定による。 特仕8-3-9-6 合成杭工 合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。	第7節 地下水排除工 特仕8-3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 第8節 地下水遮断工 特仕8-3-8-2作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 特仕8-3-8-3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第9節 抑止杭工 特仕8-3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-3作業土工の規定による。 特仕8-3-9-3 既製杭工 既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。 特仕8-3-9-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-5場所打杭工の規定による。 特仕8-3-9-5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-6深礎工の規定による。 特仕8-3-9-6 合成杭工 合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-4-4既製杭工の規定による。		。

(旧) 土木工事特記仕様書 (H 2 8年度一部改訂版)	(新) 土木工事特記仕様書改訂(案) (H 2 9年度版)	区分	改定理由
第10編 道 路 編 第1章 道路改良 第1節 適 用 道路土工、地盤改良工、石・ブロック積（張）工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節 地盤改良工、「特仕」第3編第2章第5節石・ブロック積(張)工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。  第4章 鋼橋上部 第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 第3節 工場製作工 特仕10-4-3-1 一般事項 受注者は、製作に着手する前に、第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 特仕10-4-3-2 材 料 材料については、「特仕」第3編特仕3-2-12-2材料の規定による。 特仕10-4-3-3 桁製作工 桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-12-3桁製作工の規定による。 特仕10-4-3-11 銘板工 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。 特仕10-4-3-12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第10編10-3-3-4アンカーフレーム製作工の規定による。 特仕10-4-3-13 工場塗装工 1. 下塗りの色彩	第10編 道 路 編 第1章 道路改良 第1節 適 用 道路土工、地盤改良工、石・ブロック積（張）工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第4節道路土工、「特仕」第3編第2章第7節 地盤改良工、「特仕」第3編第2章第5節石・ブロック積(張)工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。  第4章 鋼橋上部 第1節 適 用 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 第3節 工場製作工 特仕10-4-3-1 一般事項 受注者は、製作に着手する前に、第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 特仕10-4-3-2 材 料 材料については、「特仕」第3編特仕3-2-12-2材料の規定による。 特仕10-4-3-3 桁製作工 桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-12-3桁製作工の規定による。 特仕10-4-3-11 銘板工 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1一般事項第3項の規定による。 特仕10-4-3-12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第10編10-3-3-4アンカーフレーム製作工の規定による。 特仕10-4-3-13 工場塗装工 1. 下塗りの色彩		

下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。 2. 薄膜型重防食塗装 一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが設計図書に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とする。 3. 彩色の適用 本工事に適用する彩色は設計図書による。 第5節 鋼橋架設工 特仕10-4-5-4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。 特仕10-4-5-7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。 特仕10-4-5-8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。 特仕10-4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-10 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの配合 支承に使用する無収縮モルタルの配合は表10-4-8のとおりとする。	下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。 2. 薄膜型重防食塗装 一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが設計図書に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とする。 3. 彩色の適用 本工事に適用する彩色は設計図書による。 第5節 鋼橋架設工 特仕10-4-5-4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。 特仕10-4-5-7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。 特仕10-4-5-8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。 特仕10-4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。 特仕10-4-5-10 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの配合 支承に使用する無収縮モルタルの配合は表10-4-8のとおりとする。 表10-4-8 無収縮モルタルの配合 (1m³当り)		
---	--	--	--

表10-4-8 無収縮モルタルの配合 (1m³当り)

表10-4-8 無収縮モルタルの配合 (1m³当り)			
名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表10-4-9に示す。

表10-4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J 1 4 ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm²以上 材令28日：44N/mm²以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

表10-4-8 無収縮モルタルの配合 (1m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表10-4-9に示す。

表10-4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J 1 4 ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm²以上 材令28日：44N/mm²以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

第5章 コンクリート橋上部 第1節 適 用 1. 適用規定 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 2. コンクリート構造物非破壊試験等 受注者は、コンクリート構造物非破壊試験等については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1第2項4)及び「特仕」第1編特仕1-3-7-1の規定による。 第3節 工場製作工 特仕10-5-3-1 一般事項 受注者は、工場製作工の施工については、「共仕」第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 第5節 PC橋工 特仕10-5-5-1 一般事項 1. 現道上的における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、「共仕」第10編10-5-5-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-5-3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 特仕10-5-5-6 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第6節 プレベーム桁橋工 特仕10-5-6-1 一般事項 1. 現道上的における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書	第5章 コンクリート橋上部 第1節 適 用 1. 適用規定 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定による。 2. コンクリート構造物非破壊試験等 受注者は、コンクリート構造物非破壊試験等については、「特仕」第1編特仕1-3-3-1第2項4)及び「特仕」第1編特仕1-3-7-1の規定による。 第3節 工場製作工 特仕10-5-3-1 一般事項 受注者は、工場製作工の施工については、「共仕」第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 第5節 PC橋工 特仕10-5-5-1 一般事項 1. 現道上的における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書へ、「共仕」第10編10-5-5-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-5-3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 特仕10-5-5-6 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第6節 プレベーム桁橋工 特仕10-5-6-1 一般事項 1. 現道上的における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-6-1 一般事		
--	---	--	--

受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-6-1 一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-6-2 プレビーム桁製作工（現場） 受注者は、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書にプレフレクション管理計画を記載しなければならない。 特仕10-5-6-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第7節 PCホロースラブ橋工 特仕10-5-7-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-7-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-7-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 特仕10-5-7-4 PCホロースラブ製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第8節 RCホロースラブ橋工 特仕10-5-8-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書	項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-6-2 プレビーム桁製作工（現場） 受注者は、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書にプレフレクション管理計画を記載しなければならない。 特仕10-5-6-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第7節 PCホロースラブ橋工 特仕10-5-7-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-7-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-7-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 特仕10-5-7-4 PCホロースラブ製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第8節 RCホロースラブ橋工 特仕10-5-8-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書		
---	--	--	--

受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-8-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-8-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第9節 PC版桁橋工 特仕10-5-9-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-9-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-9-2 PC版桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第10節 PC箱桁橋工 特仕10-5-10-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-10-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-10-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。	受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-8-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-8-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。 第9節 PC版桁橋工 特仕10-5-9-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-9-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-9-2 PC版桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第10節 PC箱桁橋工 特仕10-5-10-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-10-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-10-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。		
--	--	--	--

特仕10-5-10-4 PC箱桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第11節 PC片持箱桁橋工 特仕10-5-11-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-11-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-11-2 PC片持箱桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウト等の適用規定 グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 特仕10-5-11-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。	特仕10-5-10-4 PC箱桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウトの適用規定 グラウトがある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 第11節 PC片持箱桁橋工 特仕10-5-11-1 一般事項 1. 現道上における架設 受注者は、現道上における架設については設計図書による。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ「共仕」第10編10-5-11-1一般事項第4項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。 特仕10-5-11-2 PC片持箱桁製作工 1. コンクリートの適用規定 コンクリートの施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 2. グラウト等の適用規定 グラウト等がある場合の施工については、「特仕」第3編特仕3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。 特仕10-5-11-3 支承工 1. 品質の確認 受注者は、支承の品質管理の方法等を施工計画書に記載しなければならない。 2. 無収縮モルタルの適用規定 無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕10-4-5-10支承工第2項の規定による。		
--	--	--	--

第14章 道路維持 第1節 適用 1.連絡体制 受注者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。 2.作業者の配置 受注者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を掲載した車（作業車）を配置しなければならない。 3.道路維持作業 (1) 受注者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。 (2) 「共仕」第1編1-1-1-2用語の定義の14項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示（無線電話等による指示を含む）とし、後日書面によるものとする。 (3) 受注者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。 (4) 受注者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければな らない。  第20節 道路清掃工 特仕10-14-20-1 内装板工 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。 特仕10-14-20-3 路面清掃工 1.路面清掃工 受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。 2.交通安全の確保 受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。 3.作業時間 路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、受注者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 4.路面清掃作業の種類及び内容 路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。 (1) 路面機械清掃 ① 路面機械清掃パーティは、表10-15-1による構成とする。	第14章 道路維持 第1節 適用 1.連絡体制 受注者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。 2.作業者の配置 受注者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を掲載した車（作業車）を配置しなければならない。 3.道路維持作業 (1) 受注者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。 (2) 「共仕」第1編1-1-1-2用語の定義の14項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示（無線電話等による指示を含む）とし、後日書面によるものとする。 (3) 受注者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。 (4) 受注者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければな らない。  第20節 道路清掃工 特仕10-14-20-1 内装板工 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。 特仕10-14-20-3 路面清掃工 1.路面清掃工 受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。 2.交通安全の確保 受注者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。 3.作業時間 路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、受注者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 4.路面清掃作業の種類及び内容 路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。 (1) 路面機械清掃 ① 路面機械清掃パーティは、表10-15-1による構成とする。	
---	--	--

表10-15-1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 リヤボトム (リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
構成	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台
成	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	(ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 受注者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 受注者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 受注者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 受注者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。

なお、ブラシの消耗が表10-15-2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表10-15-2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

表10-15-1 路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式 (フロントリフト)	ブラシ式 リヤボトム (リヤダンプ)	ブラシ式 (リヤリフト)	真空式 (リヤリフト)
構成	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台	路面清掃車 1台
成	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台	散水車 1台
	(ダンプトラック) 1台		作業車 (ダンプトラック) 1台	作業車 (ダンプトラック) 1台

- ② 受注者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
- ③ 受注者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
- ④ 受注者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
- ⑤ 受注者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。

なお、ブラシの消耗が表10-15-2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

表10-15-2 ブラシの消耗値

区分	種別	残存部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600mm
	側ブラシ	長さ約130mm
真空式	側ブラシ	長さ約100mm
	掃き寄せブラシ	直径約300mm
	吸込みブラシ	直径約300mm

(2) 人力清掃A 横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、受注者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。 (3) 人力清掃B 中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。 (4) 人力清掃C 歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。 (5) 受注者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に連絡するものとする。 特仕10-14-20-4 路肩整正工 受注者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。 特仕10-14-20-5 排水施設清掃工 1. 側溝機械清掃及び集水桝機械清掃 (1) 機械清掃パーティは表10-15-3の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。 + 表10-15-3 側溝・集水桝機械清掃パーティ <table><tr><th>区分</th><th>側溝蓋付</th><th>側溝蓋無</th></tr><tr><td rowspan="3">構成</td><td>側溝清掃車 1台</td><td>側溝清掃車 1台</td></tr><tr><td>作業車 1台</td><td>作業車 1台</td></tr><tr><td>排水管清掃車 1台</td><td></td></tr></table> (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。 受注者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。 (3) 受注者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。	区分	側溝蓋付	側溝蓋無	構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台	作業車 1台	作業車 1台	排水管清掃車 1台		(2) 人力清掃A 横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、受注者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。 (3) 人力清掃B 中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。 (4) 人力清掃C 歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。 (5) 受注者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に連絡するものとする。 特仕10-14-20-4 路肩整正工 受注者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。 特仕10-14-20-5 排水施設清掃工 1. 側溝機械清掃及び集水桝機械清掃 (1) 機械清掃パーティは表10-15-3の構成とするが、設計図書により散水車等の組合せをするものとする。 + 表10-15-3 側溝・集水桝機械清掃パーティ <table><tr><th>区分</th><th>側溝蓋付</th><th>側溝蓋無</th></tr><tr><td rowspan="3">構成</td><td>側溝清掃車 1台</td><td>側溝清掃車 1台</td></tr><tr><td>作業車 1台</td><td>作業車 1台</td></tr><tr><td>排水管清掃車 1台</td><td></td></tr></table> (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。 受注者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。 (3) 受注者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、速やかに監督職員に連絡するものとする。	区分	側溝蓋付	側溝蓋無	構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台	作業車 1台	作業車 1台	排水管清掃車 1台			
区分	側溝蓋付	側溝蓋無																					
構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台																					
	作業車 1台	作業車 1台																					
	排水管清掃車 1台																						
区分	側溝蓋付	側溝蓋無																					
構成	側溝清掃車 1台	側溝清掃車 1台																					
	作業車 1台	作業車 1台																					
	排水管清掃車 1台																						

2. 排水管機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表10-15-4の構成とするが、設計図書により散水車等の 組合せをするものとする。

表10-15-4 排水管機械清掃パーティ			
区分	後処理をする場合	後処理をしない場合	
構成	排水管清掃車 1台	排水管清掃車 1台	
	側溝清掃車 1台		
	作業車 1台	作業車 1台	

- (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。
- 受注者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 受注者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を 発見した場合には、速やかに監督職員に**報告**するものとする。

3. 側溝人力清掃（蓋なし）

受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4. 側溝人力清掃（蓋あり）

- (1) 受注者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
- (2) 受注者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5. 素掘側溝人力清掃

- (1) 受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、 整形を行わなければならない。
- (2) 受注者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないように しなければならない。

6. 法面側溝人力清掃

受注者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕10-14-20-7 道路付属物清掃工

1. ガードレール機械清掃

- (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

2. 排水管機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは表10-15-4の構成とするが、設計図書により散水車等の 組合せをするものとする。

表10-15-4 排水管機械清掃パーティ			
区分	後処理をする場合	後処理をしない場合	
構成	排水管清掃車 1台	排水管清掃車 1台	
	側溝清掃車 1台		
	作業車 1台	作業車 1台	

- (2) 機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。
- 受注者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 受注者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を 発見した場合には、速やかに監督職員に**連絡**するものとする。

3. 側溝人力清掃（蓋なし）

受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4. 側溝人力清掃（蓋あり）

- (1) 受注者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。
- (2) 受注者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5. 素掘側溝人力清掃

- (1) 受注者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、 整形を行わなければならない。
- (2) 受注者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないように なければならない。

6. 法面側溝人力清掃

受注者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕10-14-20-7 道路付属物清掃工

1. ガードレール機械清掃

- (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

- (2) 受注者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。
- (3) 受注者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 受注者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

2. 標識・照明・視線誘導標清掃

- (1) 道路標識・道路照明灯機械清掃
 - ① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
 - ② 受注者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆりみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
- (2) 視線誘導標人力清掃
 - ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
 - ② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕10-14-20-8 構造物清掃工

1. トンネル機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは、表10-15-5の構成を基本とする。

表10-15-5 機械清掃構成パーティ		
区 分	ブ ラ シ 式	
構 成	トンネル清掃車	1台
	散 水 車	1台

- (2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
受注者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 受注者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部

- (2) 受注者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。
- (3) 受注者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。
- (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。
- (5) 受注者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

2. 標識・照明・視線誘導標清掃

- (1) 道路標識・道路照明灯機械清掃
 - ① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
 - ② 受注者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆりみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に**連絡**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。
- (2) 視線誘導標人力清掃
 - ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
 - ② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕10-14-20-8 構造物清掃工

1. トンネル機械清掃

- (1) 機械清掃パーティは、表10-15-5の構成を基本とする。

表10-15-5 機械清掃構成パーティ		
区 分	ブ ラ シ 式	
構 成	トンネル清掃車	1台
	散 水 車	1台

- (2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。
受注者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。
- (3) 受注者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部

直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。 (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。 (5) 受注者は、トンネル清掃車で清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。 (6) 受注者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。  第22節 除草工 特仕10-14-22-1 一般事項 1. 作業日報 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。 2. 除草作業の種類 除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。 3. 機械除草A 機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5cm程度に刈り取るもので、道路ののり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。 4. 機械除草B 機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高5cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。 特仕10-14-22-2 道路除草工 1. 清掃 受注者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。 2. 片付け 受注者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。 3. のり面の異常を発見した場合の措置 受注者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 	直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。 (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。 (5) 受注者は、トンネル清掃車で清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。 (6) 受注者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、速やかに監督職員に連絡するものとする。  第22節 除草工 特仕10-14-22-1 一般事項 1. 作業日報 現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ提出し、出来高の確認を得るものとする。 2. 除草作業の種類 除草作業の種類は、人力除草、機械除草A及び機械除草Bとする。 3. 機械除草A 機械除草Aは、肩掛式草刈機により地上高さ5cm程度に刈り取るもので、道路ののり面（1：2程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。 4. 機械除草B 機械除草Bは、ハンドガイド式草刈機により、地上高5cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な広面（1：2程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。 特仕10-14-22-2 道路除草工 1. 清掃 受注者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。 2. 片付け 受注者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。 3. のり面の異常を発見した場合の措置 受注者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に連絡するものとする。 		
--	--	--	--

第15章 雪 寒

第3節 除雪工

特仕10-15-3-1 一般事項

1. 雪寒機械乗務員の資格

- (1) 雪寒作業における乗務員の資格
- ① 受注者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
 - ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
 - ③ 受注者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提示**するものとする。
 - ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
 - ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提示**するものとする。

- (2) 対象とする雪寒機械
- 対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、 除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

2. 作業の開始時期

受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の**指示**によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に**報告**しなければならない。

雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に**連絡**しなければならない。

3. 作業終了の連絡

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に**連絡**するものとし、翌日までに**設計図書**に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に**提出**しなければならない。

特仕10-15-3-8 雪道巡回工

1. 気象情報の収集

受注者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。

2. 道路交通に異常が生じている場合等の処置

受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ**連絡**し、その処置について**指示**を受けなければならない。なお、必要により**指示**による作業の結果を**報告**するものとする。

特仕10-15-3-10 保険費

受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

第15章 雪 寒

第3節 除雪工

特仕10-15-3-1 一般事項

1. 雪寒機械乗務員の資格

- (1) 雪寒作業における乗務員の資格
- ① 受注者は、雪寒機械乗務員のうち1名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
 - ② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
 - ③ 受注者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提示**するものとする。
 - ④ 受講修了証の有効期限は5年とする。
 - ⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提示**するものとする。

- (2) 対象とする雪寒機械
- 対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、 除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。

2. 作業の開始時期

受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の**指示**によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に**報告**しなければならない。

雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に**連絡**しなければならない。

3. 作業終了の連絡

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に**連絡**するものとし、翌日までに**設計図書**に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に**提出**なければならない。

特仕10-15-3-8 雪道巡回工

1. 気象情報の収集

受注者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。

2. 道路交通に異常が生じている場合等の処置

受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ**連絡**し、その処置について**指示**を受けなければならない。なお、必要により**指示**による作業の結果を**報告**するものとする。

~~特仕10-15-3-10 保険費~~

~~受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。~~

